

■第4次伊賀市障がい者福祉計画 令和7年度事業実績シートまとめ

6段階評価(達成率)

- A A 計画の内容を100%を超えて実施
 A 計画の内容を100%実施
 B 計画の内容を70%以上100%未満実施
 C 計画の内容を50%以上70%未満実施
 D 計画の内容を50%未満実施
 E 計画の内容を未実施

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

事業実施課	計画	達成率						
		A A	A	B	C	D	E	なし
障がい福祉課	19	8	4	2	2	3	0	0
広聴広報課	1	0	0	1	0	0	0	0
地域包括支援センター	8	4	0	2	1	1	0	0
生活支援課	2	1	0	1	0	0	0	0
介護高齢福祉課	3	0	0	2	1	0	0	0
住宅課	1	1	0	0	0	0	0	0
保険年金課	2	1	0	0	0	0	0	1
こどもの育ち支援課 子育て支援室	2	1	1	0	0	0	0	0
健康推進課	3	2	0	1	0	0	0	0
こどもの育ち支援課	1	0	0	0	0	1	0	0
医療福祉政策課	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	43	18	6	9	4	5	0	1
前年度 (R6)	43	17	9	9	6	1	0	1
前年度比	+ 0	+ 1	▲ 3	+ 0	▲ 2	+ 4	+ 0	+ 0

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

事業実施課	計画	達成率						
		A A	A	B	C	D	E	なし
こどもの育ち支援課	9	5	0	3	0	1	0	0
学校教育課	8	0	8	0	0	0	0	0
障がい福祉課	16	8	2	1	1	4	0	0
地域包括支援センター	2	0	0	1	0	0	0	1
介護高齢福祉課	1	0	1	0	0	0	0	0
医療福祉政策課	1	0	1	0	0	0	0	0
保育幼稚園課	2	2	0	0	0	0	0	0
こども政策課	1	0	1	0	0	0	0	0
商工労働課	4	0	1	3	0	0	0	0
人事課	1	1	0	0	0	0	0	0
生涯学習課	1	0	1	0	0	0	0	0
スポーツ振興課	1	1	0	0	0	0	0	0
文化振興課	2	1	1	0	0	0	0	0
合計	49	18	16	8	1	5	0	1
前年度 (R6)	49	17	19	7	3	3	0	0
前年度比	+ 0	+ 1	▲ 3	+ 1	▲ 2	+ 2	+ 0	+ 1

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

事業実施課	計画	達成率						
		A A	A	B	C	D	E	なし
障がい福祉課	16	6	4	1	3	2	0	0
人権政策課	2	1	1	0	0	0	0	0
保育幼稚園課	1	0	1	0	0	0	0	0
学校教育課	1	0	1	0	0	0	0	0
医療福祉政策課	3	0	2	1	0	0	0	0
多文化共生課	1	1	0	0	0	0	0	0
広聴広報課	1	0	0	1	0	0	0	0
公共交通課	1	0	1	0	0	0	0	0
介護高齢福祉課	1	0	0	0	1	0	0	0
生活支援課	1	1	0	0	0	0	0	0
防災危機対策局	3	2	1	0	0	0	0	0
市民生活課	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	32	12	11	3	4	2	0	0
前年度（R6）	32	11	10	8	2	1	0	0
前年度比	+ 0	+ 1	+ 1	▲ 5	+ 2	+ 1	+ 0	+ 0

総合計	総数	A A	A	B	C	D	E	なし
	124	48	33	20	9	12	0	2
前年度（R6）	124	45	38	24	11	5	0	1
前年度比	+ 0	+ 3	▲ 5	▲ 4	▲ 2	+ 7	+ 0	+ 1

第4次伊賀市障がい者福祉計画実績令和8年度事業計画シート

- この計画は、R3～R8年度までの6年間です。

6段階評価（達成率）

- AA 計画の内容を100%を超えて実施
- A 計画の内容を100%実施
- B 計画の内容を70%以上100%未満実施
- C 計画の内容を50%以上70%未満実施
- D 計画の内容を50%未満実施
- E 計画の内容を未実施

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績							累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値								備考	
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標		
	記入例		③ピアカウンセリングの推進	障がい福祉課	ピアサポーター育成を支援するとともに、ピアカウンセリングの場づくりやピアサポーターを活用した市民等への理解啓発に取り組みます。	回数		8	障がい福祉課	ピアサポーター育成を支援するとともに、ピアカウンセリングの場づくりやピアサポーターを活用した市民等への理解啓発に取り組みます。	平成30年度からピアサポーターの育成については、事業所が県の委託を受け実施しています。伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、地域啓発などについて検討を行うほか、障がい理解のための啓発活動などに取り組みました。精神障がい地域包括ケアシステムWG 8回	精神疾患を患った自らの経験から、病気との付き合い方や地域での生活に関する体験談を話せる「いがなばりピアサポーター体験談プログラム」の活用について市内小中学校へ周知を図りました。また、ピアの活用について、市主催の研修会や啓発活動等に協力して取り組むことができました。	回数	8	8	AA	[8]	[8]	[8]	8	-	[8]	[9]	
1 情報提供と相談支援の充実	(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実	23	①総合的で きめ細かな 情報提供の 充実	障がい福祉課	「伊賀市障がい者福祉ガイドブック」やホームページの内容を随時見直し、最新の情報を提供できるよう努めます。音声版・点字版の広報を発行し、広報誌等でお知らせにより周知を図ります。また、様々なツールを積極的に活用することで、必要な情報が必要としている人に届くように情報発信を行います。	回数		12	障がい福祉課	「伊賀市障がい者福祉ガイドブック」を随時更新し、窓口で説明配布するとともに、市ホームページに掲載します。広報紙の音声・点字版を発行し、広報紙を活用して周知します。広報紙・ホームページ・行政情報番組等あらゆるツールや機会を利用して、最新の障がい者福祉の情報を提供します。フェイスブックを活用し、イベント情報を発信します。	「伊賀市障がい者福祉ガイドブック」やホームページの内容を随時見直し、最新の情報を提供できるよう努めました。音声版・点字版の広報を発行し、広報誌等でお知らせにより周知を図りました。また、市公式Facebookを活用し、情報を発信しました。	新規手帳交付者に対し、ガイドブックを用いて制度の説明等を行うことで、制度の周知や活用につながりました。必要な情報が必要としている人に届くよう、市公式FacebookやLINEなどさまざまなツールを積極的に活用しながら情報発信していく必要があります。	回数	12	12	A	12	12	12	12	36	36	72	
		23	①総合的で きめ細かな 情報提供の 充実	障がい福祉課	市職員が障がいに関する知識、理解を深め、業務上や地域において自ら情報発信できることを目標にしたスキルアップ研修会を開催します。	延参加者数		115	障がい福祉課	市職員が障がいに関する知識、理解を深め、業務上や地域において自ら情報発信できることを目標にしたスキルアップ研修会を開催します。	職員等の障がい知識・理解を深めることを目的にした研修会を2回開催しました。 ・第1回 12/5 阿山地域障がい福祉研修「知ろう・つながろう」18人 ・第2回 3/6 「聞こえの体験教室～聞こえない・聞こえにくい人への案内、対応について」 20人	第1回研修では、現地会場とは別にオンライン参加のWeb会場を設置することにより、職員が参加しやすい環境を整え実施しましたが、差別をなくす強化月間の人権講演会と重複したこともあり、参加者数は減少しました。 今後より多くの職員が参加できるよう、研修内容や周知方法の工夫が必要です。	延参加者数	115	38	D	104	78	49	85	231	330	750	
		23	①総合的で きめ細かな 情報提供の 充実	秘書広報課	ウェブアクセシビリティに配慮したホームページや、ユニバーサルデザインに配慮した文字を使った広報紙により、高齢者や障がいのある人へもさまざまな情報をわかりやすく伝えます。	ホームページのアクセス数	420万件	広聴広報課	ウェブアクセシビリティに配慮したホームページや、ユニバーサルデザインに配慮した文字を使った広報紙により、高齢者や障がいのある人へもさまざまな情報をわかりやすく伝えます。	ウェブアクセシビリティに配慮したホームページや、ユニバーサルデザインに配慮した文字を使った広報紙により、高齢者や障がいのある人へもさまざまな情報をわかりやすく伝えました。市公式LINEやFacebookにおいても平易なメッセージとなるように文字数を少なく、写真や画像を効果的に使うようにしました。	ホームページのアクセス数	420万件	318万件	B	695万件	490万件	345万件	336万件	-	[420万件]	[420万件]			
		23	②情報を活用する意識づくりの推進	障がい福祉課	障がい者団体や保護者会、民生委員等当事者や支援者へ障害福祉サービス等について説明を行うとともに、積極的に情報収集を行う意識の醸成に取り組みます。	回数		12	障がい福祉課	障がい者団体や保護者会、民生委員等当事者や支援者へ障害福祉サービス等について説明を行うとともに、積極的に情報収集を行う意識の醸成に取り組みます。	障がい者団体定例会や総会、相談員連絡会において、障がい福祉サービスや制度などの情報共有、周知を行いました。また、民生委員・児童委員に対して、障がい理解や障がいのある人等への災害に備えた支援に関する研修を実施しました。	当事者、家族、支援者へ必要な情報を届けることにより、サービスや制度等の有効利用につなげることができ、情報の有益性について理解を深めることができました。	回数	12	8	C	4	8	7	8	19	33	75	
		(2) 包括的な相談支援のしくみづくり	24	①包括的な相談支援体制の充実	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターに相談支援専門員等を配置し、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等の調整を行います。また、虐待事例や支援が困難とされる事例への対応を行うとともに、民間の相談支援事業者等からの専門的な相談にも対応します。	相談件数		7,500	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターに相談支援専門員等を配置し、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等の調整を行います。また、虐待事例や支援が困難とされる事例への対応を行うとともに、民間の相談支援事業者等からの専門的な相談にも対応します。	障がい者相談支援センターに相談支援専門員等を配置し、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等の調整を行いました。また、虐待事例や支援が困難とされる事例への対応を行うとともに、民間の相談支援事業者等からの専門的な相談にも対応しました。	配置人数に限りがある中でも、可能な限り相談内容に沿った支援を実施し、課題を解決することができています。今後も引き続き適切な課題の把握とその解決に向け、配置職員のスキルアップに努めます。	相談件数	7,500	6,759	B	10,494	7,275	7,251	5,725	25,020	27,000	47,800
	24		①包括的な相談支援体制の充実	地域包括支援センター	市直営による基幹型の障がい者相談支援センターに専門の相談支援専門員等を配置し、虐待事例や支援困難とされる事例に対応するほか、特定相談支援事業所をはじめとする関係機関への助言指導を行い、地域の相談支援体制を強化します。	総合的・専門的な相談支援件数		1,800	地域包括支援センター	市直営による基幹型の障がい者相談支援センターに専門の相談支援専門員等を配置し、虐待事例や支援困難とされる事例に対応するほか、特定相談支援事業所をはじめとする関係機関への助言指導を行い、地域の相談支援体制を強化します。	市直営による基幹型の障がい者相談支援センターに専門の相談支援専門員等を配置し、虐待事例や支援困難とされる事例に対応したほか、特定相談支援事業所をはじめとする関係機関への助言指導を行い、地域の相談支援体制を強化しました。	虐待事例や支援困難とされる事例は丁寧に細解いていくことで発生要因を分析し、課題解決を図っています。今後はその経験を活かし、特定相談支援事業所をはじめとする関係機関への助言指導をより的確に実施し、地域全体の支援力の向上に努めます。	総合的・専門的な相談支援件数	1,400	1,778	AA	2,857	1,348	1,899	1,363	6,104	9,000	11,600	

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
7		24	①包括的な相談支援体制の充実	地域包括支援センター	福祉の一次相談窓口として、地域包括支援センター（本庁・南部サテライト・東部サテライトの3ヶ所）に三職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師）を配置し、それぞれの専門性を活かして相談を受け、関係機関につなぐ等の支援をします。	相談により関係機関につなげた件数	200	地域包括支援センター	福祉の一次相談窓口として、地域包括支援センター（本庁・南部サテライト・東部サテライトの3ヶ所）に三職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師）を配置し、それぞれの専門性を活かして相談を受け、関係機関につなぐ等の支援をします。	福祉の一次相談窓口として、地域包括支援センター（本庁・南部サテライト・東部サテライトの3ヶ所）に三職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師）を配置し、それぞれの専門性を活かして相談を受け、関係機関につなぐ等の支援をしました。	相談内容に応じて、障がい者相談支援センターと連携を取るなど、直営のメリットを活かしたスムーズな対応を行っています。 一方で、「障がい」という部署名につなぐことが困難な場合もあります。相談者と信頼関係を構築していくことが求められることから、支援が長期間に渡ることもあります。	相談により関係機関につなげた件数	250	171	C	214	146	193	439	553	600	1,200	
		24	①包括的な相談支援体制の充実	生活支援課	経済的困窮だけにとどまらず、ひきこもりなど社会的孤立など幅広い相談に対応します。継続的な支援が必要な方に本人の意向を尊重した支援プランを作成し、プランに基づき関係機関と連携し、寄り添いながら自立に向けた支援を提供します。また、住まい相談支援員を自立相談支援機関に配置し、入居前後の住まい相談や、生活支援に関する支援プランの作成を行います。	件数	115	生活支援課	経済的困窮だけにとどまらず、ひきこもりなど社会的孤立など幅広い相談に対応します。継続的な支援が必要な方に本人の意向を尊重した支援プランを作成し、プランに基づき関係機関と連携し寄り添いながら自立に向けた支援を提供します。また、居住支援員を自立相談支援機関に配置し、入居前・入居後の住まい相談や生活支援に関する支援プランの作成を行います。	経済的困窮に限らず、孤立・孤独なども含め幅広い相談についてまずは受け止め、必要なサービスの利用や適切な社会資源へつなぐ、またつながるまでの伴走支援を提供しました。包括的・継続的な支援が提供されるよう関係機関と連携・調整を実施しました。	物価上昇による経済的困窮が課題となっています。また経済的困窮の有無にかかわらず、孤独・孤立から中長期的に包括的・継続的な支援が必要なケースの割合が増加しています。	件数	115	104	B	70	85	80	114	235	200	420	
9		24	②ケアマネジメントの充実	障がい福祉課	一人ひとりのニーズに応じた相談支援を行うため、障がい者地域自立支援協議会や伊賀圏域連絡協議会において事例検討や研修を開催し、市内の特定相談支援事業所のスキルアップを図ります。	回数	12	障がい福祉課	一人ひとりのニーズに応じた相談支援を行うため、障がい者地域自立支援協議会や伊賀圏域連絡協議会において事例検討や研修を開催し、市内の特定相談支援事業所のスキルアップを図ります。	障がい者地域自立支援協議会相談部会において、事例検討会や勉強会を実施し、基幹相談支援センターとともに、特定相談支援事業所のスキルアップを図りました。 相談部会 11回	事例検討会や勉強会により、相談支援専門員のスキルアップを図ることができました。特に事例検討会では、お互いのケースワークを基により良い支援を探る機会を持つことができました。今後より実践的な内容の事例検討会などを行い、相談支援専門員のさらなるスキルアップに努めます。	回数	12	11	B	5	10	11	11	26	15	30	
10		24	③身近な地域での相談推進	障がい福祉課	当事者及びその家族の中から、障がいの分野に応じた相談員を委嘱し、それぞれの地域で障がいのある人やその家族からの相談に対応します。	相談員数		障がい福祉課	当事者及びその家族の中から、障がいの分野に応じた相談員を委嘱し、それぞれの地域で障がいのある人やその家族からの相談に対応します。	当事者及びその家族の中から身体障がい相談員3人、知的障がい相談員2人を委嘱し、それぞれの地域で障がいのある人や家族からの相談に対応しました。また、年4回連絡会を開催し、市と相談員および相談員間での情報共有を行いました。	当事者及びその家族が相談員となることにより、相談者と同じ目線での対応ができ、適切な助言や指導を行うことができていますが、高齢化による担い手不足や相談件数の少なさが引き続き課題となっています。	相談員数	5	5	A	9	9	5	5	-	[10]	[11]	
11	(3)権利擁護に関する支援	26	①権利擁護に関する相談支援体制の充実	地域包括支援センター	障がい者に対する虐待を発見した時は、保護等の措置を行います。また権利擁護支援が必要な人については、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度利用の支援を行います。	相談件数	450	地域包括支援センター	障がい者に対する虐待を発見した時は、保護等の措置を行います。また権利擁護支援が必要な人については、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度利用の支援を行います。	障がいのある人に対する虐待を発見した時に、保護等の措置を行いました。また権利擁護支援が必要な人については、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度利用の支援を行いました。	虐待事例は通報受付後に迅速に対応し、必要に応じて適切な措置等を実施しています。 また、権利擁護支援についても障がいのある人の意思決定支援の一環として活用いただいています。 現状として、日常生活自立支援事業の利用希望者が多いため、常に待機状態が発生しています。今後の制度改正の動向も踏まえながら、利用したい人がすぐに利用できるよう、社会福祉協議会との調整が必要です。	相談件数	300	406	AA	425	300	265	189	990	1,650	3,300	
12		26	②日常生活自立支援事業の充実	介護高齢福祉課	伊賀市社会福祉協議会が主体で実施している日常生活自立支援事業を安定して利用できるよう、低所得者の利用者に対して利用料の一部を助成します	低所得者の利用回数（延）	2,300	介護高齢福祉課	伊賀市社会福祉協議会が主体で実施している日常生活自立支援事業を安定して利用できるよう、低所得者の利用者に対して利用料の一部を助成します	知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、低所得者の利用料の一部助成を行いました。	本制度の利用により福祉サービスの利用や金銭管理の支援を受け、安心して生活を続けることができています。低所得者に利用料の一部助成を行うことで、金銭的な理由で利用を断念することなく利用に繋がっています。	低所得者の利用回数（延）	2,300	1,521	C	1,768	1,920	1,266	1,488	-	[2,300]	[2,300]	
13		26	③成年後見制度の充実	介護高齢福祉課	伊賀地域福祉後見サポートセンターを中心に講演会や出前講座等を通じて、成年後見制度の周知・啓発を図ります	相談件数（延）	600	介護高齢福祉課	伊賀地域福祉後見サポートセンターを中心に講演会や出前講座等を通じて、成年後見制度の周知・啓発を図ります	伊賀地域福祉後見サポートセンターを中心に、成年後見制度の周知・啓発を図りました	相談件数は増加傾向にあり、制度の必要性の高さが窺えました。一方で、サポートセンターの人員不足や後見人の成り手不足などの課題が出てきています。	相談件数（延）	600	549	B	478	707	545	550	-	[200]	[200]	
14		26	④虐待の早期発見と支援体制の強化	地域包括支援センター	虐待の早期発見と支援体制強化を目的とした研修会を開催するにあたり、担当者会議を開催します。また、施設や事業所での虐待事例の再発防止に努めるとともに、困難事例の助言に努めます。更には、虐待検討委員会を開催して発生した虐待事例において養護者支援を中心とした支援方針を立てるなど、障がいのある方の権利擁護に取り組みます。	会議回数	2	地域包括支援センター	関係機関の連携を強化し、虐待を早期発見するため、担当者会議を定期的に開催します。また、施設や事業所での虐待の予防を図るとともに、虐待事例の発生時には虐待検討委員会の支援方針に基づき速やかな支援を行います。	虐待の早期発見と支援体制強化を目的とした研修会を開催するにあたり、担当者会議を開催しました。また、施設や事業所での虐待事例の再発防止に努めるとともに、困難事例の助言に努めました。更には、虐待検討委員会を開催して発生した虐待事例において養護者支援を中心とした支援方針を立てるなど、障がいのある方の権利擁護に取り組みしました。	依然として虐待やそれに類する事象は発生していますが、適切に対応することで再発防止に寄与しています。また、事例検討会など研修の機会をおととして支援者同士の関係づくりに注力し、早期発見できる体制を整えています。	会議回数	4	1	D	4	4	4	4	12	15	30	

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

	基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
					事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
15	2 生活を支援するサービスの推進	(1) 福祉サービスの充実・質の確保	27	①障害福祉サービスの充実	障がい福祉課	事業所間ネットワークの強化、コミュニケーションを活性化させ、サービス事業者の意識や技術を高める研修やガイドラインの整備を図り、質の高いサービスの提供ができる環境を整えます。	回数	20	障がい福祉課	事業所間ネットワークの強化、コミュニケーションを活性化させ、サービス事業者の意識や技術を高める研修やガイドラインの整備を図り、質の高いサービスの提供ができる環境を整えます。	就労部会において、事業所や関係機関のネットワーク強化に向けた協議を行いました。WG内で座談会や事例検討会を企画し、利用者の支援についての意見交換や情報共有を伊賀圏域内の事業所間で行いました。 伊賀圏域就労部会 2回 事業所連絡WG 10回 雇用啓発WG 11回	伊賀圏域（伊賀市・名張市）単位で就労部会を設置することにより、より多くの関係機関と障がいのある人の就労支援のためのネットワークを充実させることができました。事例検討会では、圏域の事業所職員が直接顔を合わせて意見交換を行い、また、各グループで出た意見を参加者全員に共有することにより、各々の支援の方法について改めて考える機会となりました。	回数	20	23	AA	13	17	23	24	53	48	96	
16			27	①障害福祉サービスの充実	障がい福祉課	聴覚障がい者等の福祉及び社会参加の推進を図るため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行います。	回数	440	障がい福祉課	聴覚障がい者等の福祉及び社会参加の推進を図るため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行います。	聴覚障がい者等が医療機関や相談・手続きなどで支援が必要とき、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行いました。また、8月1日付で窓口における設置手話通訳を配置しました。	アプリ等の普及もあり、手話通訳や要約筆記の利用は減少傾向にあるが、今後も意思疎通支援を必要としている人に必要な支援を行い、聴覚障がい者等の福祉及び社会参加の推進につなげていきます。また、8月1日付で窓口における設置手話通訳を配置しました。	回数	440	215	D	421	341	318	253	-	[430]	[440]	
17			28	②地域生活への移行に向けた支援	障がい福祉課	施設入所者が地域生活を行うために必要な社会資源の充足に努め、国の指針に基づき、地域生活への移行を促進します。	地域移行者数	2	障がい福祉課	施設入所者が地域生活を行うために必要な社会資源の充足に努め、国の指針に基づき、地域生活への移行を促進します。	社会資源の充足につながるよう、新規事業者に対して障がい福祉計画に基づくニーズを共有し、特定相談支援事業所や障がい者相談支援センターとも連携しながら、サービスの充実に努めました。また、地域移行の受け入れ先となる地域住民の障がい理解を深めるための市民向け研修を開催しました。	地域生活を行うために必要な社会資源としてのサービスの整備は進んでいますが、移行の受け入れ先となる地域住民の障がい理解がより深まるよう、引き続き周知・啓発に取り組んでいく必要があります。	地域移行者数	2	3	AA	1	1	2	1	4	5	10	
18			28	③地域住民や民間団体等の支援活動との連携	障がい福祉課	障がいのある人に対し、避難行動要支援者台帳などへの登録を促進し、地域との関わりを強めることにより地域生活課題などの共有や解決に努めます。	回数	13	障がい福祉課	障がいのある人に対し、避難行動要支援者台帳などへの登録を促進し、地域との関わりを強めることにより地域生活課題などの共有や解決に努めます。	毎月、障がい者手帳新規取得者の対象となる方へ避難行動要支援者台帳の周知を行い、未回答の対象者155人に対し、あらためて文書による登録意思確認を行いました。	現時点で32人から提出があり、25人の登録意思を確認することができました。意思表示のない対象者に対して、引き続き意向確認を行っていく必要があります。	回数	13	13	A	13	13	13	13	39	39	78	
19	(2) 家族介護者等への支援		28	①障害福祉サービスの利用促進	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターにおいて障害福祉サービスの利用についての相談及び障害福祉サービス事業者や特定相談支援事業所との利用調整を行い、家族介護者の負担の軽減を図ります。	サービス利用相談件数	3,200	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターにおいて障害福祉サービスの利用についての相談及び障害福祉サービス事業者や特定相談支援事業所との利用調整を行い、家族介護者の負担の軽減を図ります。	障がい者相談支援センターにおいて障害福祉サービスの利用についての相談及び障害福祉サービス事業者や特定相談支援事業所との利用調整を行い、家族介護者の負担の軽減を図りました。	障がい者相談支援センターにおいて障がいのある人と家族との関係が希薄になってしまう可能性もあることから、家族を含めた支援チームで障がいのある方の生活を支えていくという視点が必要です。	サービス利用相談件数	3,100	3,191	AA	3,884	3,008	3,290	2,682	10,182	12,000	20,400	
20			28	②介護者の交流や学習活動等への支援	障がい福祉課	障がい者団体の活動に対して助成し、障がいのある人を介護している家族介護者の交流会や学習会の開催のための支援を行います。	回数	2	障がい福祉課	障がい者団体の活動に対して助成し、障がいのある人を介護している家族介護者の交流会や学習会の開催のための支援を行います。	障がい者団体の主催で家族介護者の交流会や学習会が開催できるよう、障がい者団体への助成を行いました。	団体の高齢化や会員減少が続いている中で、家族介護者が少しでも多く交流・学習の場を持てるような事業の検討を、今後も促していく必要があります。	回数	2	3	AA	0	1	2	2	3	6	12	
21			28	②介護者の交流や学習活動等への支援	介護高齢福祉課	社会福祉協議会に委託し、認知症および介護予防事業の一環として、介護者に対して介護方法や認知症介護予防啓発、介護者の健康づくりなどについての知識や技術を習得するための教室を開催し、また地域で活動するサロンなどへ講師を派遣することで、参加者の増加を図ります。	参加者数（延）	650	介護高齢福祉課	社会福祉協議会に委託し、認知症および介護予防事業の一環として、介護者に対して介護方法や認知症介護予防啓発、介護者の健康づくりなどについての知識や技術を習得するための教室を開催し、また地域で活動するサロンなどへ講師を派遣することで、参加者の増加を図ります。	社会福祉協議会に委託し、介護者に対して、口腔ケア、認知症やフレイル予防講座など、介護に関する知識を学ぶ場として教室を開催し啓発を行いました。	派遣型に変更したことで、参加団体から継続的に依頼があり定着してきています。介護保険制度を知らない参加者もあり、制度の周知にも効果がありました。	参加者数（延）	650	615	B	22	39	457	640	-	[30]	[30]	
22	(3) 住まいの確保		30	①居住サービスの充実	障がい福祉課	地域で自立した生活の拠点を確保できるよう、グループホーム等の施設の充足に努めます。	実人数／月	145	障がい福祉課	地域で自立した生活の拠点を確保できるよう、グループホーム等の施設の充足に努めます。	地域で自立した生活の拠点を確保できるよう、グループホーム等の施設の充足に努めました。	グループホームの数は充足してきていますが、そこで働く人材の不足やサービスの質の改善が課題となっています。「日中サービス支援型グループホーム」については、今後も定期的に協議会にて情報共有を行い、地域に開かれた資源となるよう努めていきます。	実人数／月	145	151	AA	112	111	119	140	-	[130]	[145]	
23			30	②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、住まい探しを円滑に行うため、社会福祉協議会等と関係機関等への啓発に取り組みます。	回数	5	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、住まい探しを円滑に行うため、社会福祉協議会等と関係機関等への啓発に取り組みます。	賃貸業者に対し、障がいに対する物件オーナーの理解を促すための働きかけを依頼しました。また、県が実施する「心のサポーター養成研修」をくらし部会全員が受講し、こころの病気にについての理解を深めました。	障がい者それぞれの特性に対する賃貸業者や物件オーナー等の理解度が、障がい者の地域移行率に繋がることから、ケース毎に丁寧な対応ができるよう、関係機関への啓発を引き続き行い、サポート体制の確立に努めます。	回数	5	6	AA	2	5	6	6	13	6	12	

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値								備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標		
		30	②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	住宅政策課	昨年度に設立した伊賀市居住支援協議会において、構成する伊賀市、三重県、居住支援法人、賃貸業者等の協議の場を設け、課題の洗い出しや、課題解決に向けた連携体制の構築と、住宅確保要配慮者への支援や低所得者向け住宅の確保に取り組みます。	回数	8	住宅課	障がいのある人をはじめとする住宅確保要配慮者の自立生活に向けた住宅確保の支援を行うため、不動産関係団体や社協等と協力して、三重県居住支援連絡会や新たに発足する伊賀市居住支援協議会で協議をしていきます。また、福祉部局との連携を図りながら住宅相談会を実施します。	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、自力で住宅を確保することが困難である高齢者や障がい者に対して、安定した居住の確保を図るための取り組みについて協議を行いました。 三重県居住支援連絡会 作業部会 8月5日 伊賀市居住支援協議会 設立会 8月7日、専門部会 12月1日 居住支援フォーラム 12月16日	(効果) これまで三重県居住支援連絡会への事業参画により、県や他市との情報共有や課題認識が中心であったが、伊賀市居住支援協議会の設立により住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした官民連携の仕組みを構築し、包括的な支援策の協議の場ができた。 (課題) 今年度は住宅相談会の実施に至らなかったが、伊賀市居住支援協議会を通して大家と住宅確保要配慮者の双方にとって安心できる住まいの構築を目指し、福祉部局と連携した住宅相談の機会	回数	3	4	AA	5	5	4	4	14	9	18		
		30	②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	生活支援課	昨年度に設立した伊賀市居住支援協議会において、構成する伊賀市、三重県、居住支援法人、賃貸業者等の協議の場を設け、課題の洗い出しや、課題解決に向けた連携体制の構築と、住宅確保要配慮者への支援や低所得者向け住宅の確保に取り組みます。	回数	8	生活支援課	伊賀市居住支援協議会を立ち上げ、市・県・居住支援法人・賃貸業者等との協議の場を確保します。また、住宅確保要配慮者への支援や低所得者向け住宅の確保に取り組みます。	居住支援連絡協議会の立ち上げに向けて住宅部局・福祉部局・社協と協議を実施しました。それにより関係各課・社協・賃貸業者等を会員とする協議会の設立会を8月7日に開催しました。また、目的達成に向けて実践的に取り組むため、協議会の内部組織として12月1日に専門部会を開催しました。専門部会を2月、協議会を3月に開催予定。	居住支援連絡協議会を設立したことにより、住宅確保要配慮者を支援する側と賃貸業者等の事業者側双方の課題を洗い出し、共有することで、課題解決に向けて連携していくができます。課題として、単身高齢者や障がい者、外国人等の入居に関しては、保証会社の審査、緊急連絡先、死後事務や孤独死の対応、近隣住民との係り、アパート独自のゴミ出しルールの理解等で大家側の拒否感がある等の問題のため、住居確保が困難なケースがあります。	回数	7	15	AA	1	1	3	7	5	4	10		
	(4)経済的な自立に向けた支援	30	①年金、手当等の充実	保険年金課	日本年金機構と協力・連携し、障害年金に関する相談や諸届について、届出に係る内容説明や申請書作成等の支援をします。また、市広報及び行政情報番組で、制度についての周知を行います。	回数	2	保険年金課	日本年金機構と協力・連携し、障害年金に関する相談や諸届について、届出に係る内容説明や申請書作成等の支援をします。また、市広報及び行政情報番組で、制度についての周知を行います。	日本年金機構と連携し、障害年金の申請書等の作成を支援しました。また、障害年金に関する記事を広報いかに掲載し、周知しました。	障害基礎年金の裁定請求が48件あり、日本年金機構へ進達しました。また、窓口での説明の際には、年金機構が毎年作成するガイドブック等を参考に請求手続きを進めています。日本年金機構から発行される情報誌「かけはし」に掲載の「障害年金講座」を課内に回覧することで、情報を共有し、係員の知識の習得に努めました。	回数	2	3	AA	2	2	2	2	-	[2]	[2]		
		30	①年金、手当等の充実	障がい福祉課	重度障がい者・児の在宅生活を支援するため、移動及び介護用品助成を行います。	実績額(千円)	17,755	障がい福祉課	重度障がい者・児の在宅生活を支援するため、移動及び介護用品助成を行います。	重度障がい者・児の在宅生活を支援するため、自動車燃料費等助成事業及び介護用品購入費助成事業を行いました。	障がいのある人やその保護者の経済的負担の軽減につながっているため、今後も制度について広く周知していくとともに、保護者の負担軽減のためのサービス充実に努めます。	実績額(千円)	17,755	17,193	B	16,893	17,276	17,369	17,518	51,538	53,265	106,530		
		30	②医療費等の自己負担軽減のための制度の充実	保険年金課	障がいのある人に継続して医療費にかかる自己負担分を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。また、県事業の対象者拡大や、制度の充実に要望していきます。	なし		保険年金課	障がいのある人に継続して医療費にかかる自己負担分を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。また、県事業の対象者拡大や、制度の充実に要望していきます。	受給資格者に対し、医療機関受診時の保険診療にかかる自己負担分の助成を行いました。また、医療費助成制度の対象となる要件を広報等で周知をしました。	医療機関受診時の自己負担分を助成することにより、医療にかかる経済的負担を軽減しました。この制度が継続して実施できるよう、財源確保のため、県に対し補助対象の拡大を継続して要望します。	なし												
		30	③金銭管理に関する支援の推進	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターにおいて、金銭管理に関する相談に応じ、生活が安定するよう支援します。必要な人には、成年後見制度や日常生活自立支援事業、自立相談支援事業における家計相談支援事業の利用を勧めます。	金銭管理に関する相談件数	1,550	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターにおいて、金銭管理に関する相談に応じ、生活が安定するよう支援します。必要な人には、成年後見制度や日常生活自立支援事業、自立相談支援事業における家計相談支援事業の利用を勧めます。	障がい者相談支援センターにおいて、金銭管理に関する相談に応じ、生活が安定するよう支援しました。必要な人には、成年後見制度や日常生活自立支援事業、自立相談支援事業における家計相談支援事業の利用を勧めました。	障がいのある人が適切な金銭管理ができていないことで生活に支障が出てることが多くあるため、障がい者相談支援センターや社会福祉協議会の職員による助言や、制度を活用して第三者による金銭管理を適切に行うことで障がいのある人の生活の安定に貢献しています。今後は制度改正の動向も踏まえながら、適切な助言や支援を実施する必要があります。	金銭管理に関する相談件数	1,100	1,519	AA	1,065	924	1,036	923	3,025	3,300	6,600		
	(5)福祉人材の確保・育成	31	①福祉人材確保のための支援	障がい福祉課	福祉人材確保のため、福祉学科等を有する高校等と連携し、障がい福祉サービスについての情報共有に努めます。	回数	5	障がい福祉課	福祉人材確保のため、福祉学科等を有する高校等と連携し、障がい福祉サービスについての情報共有に努めます。	福祉人材確保のため、福祉学科等を有する高校等と連携し、障がい福祉サービスについての情報共有に努めました。	福祉の仕事に対して若い人が魅力を感じ、早い段階で将来の選択肢の一つとなるような情報発信をさらに増やしていく必要があります。	回数	5	2	D	3	3	2	2	-	[4]	[5]		
		31	①福祉人材確保のための支援	障がい福祉課	県内就業への誘導、再就職等の促進を推進するため、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、障がい福祉に関する業務を広く紹介し、福祉人材の確保に繋がります。	回数	5	障がい福祉課	県内就業への誘導、再就職等の促進を推進するため、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、障がい福祉に関する業務を広く紹介し、福祉人材の確保に繋がります。	県内就業への誘導、再就職等の促進を推進するため、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、障がい福祉に関する業務を広く紹介し、福祉人材の確保に繋がりました。	障がい福祉サービス事業所等における人材不足は慢性的に続いています。今後も、ガイドブックを活用しながら、人材確保につながるような情報の収集・共有・発信を行政・事業所双方で継続して行っていく予定です。	回数	5	3	C	5	5	2	3	12	15	30		

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値								備考	
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標			
		31	①福祉人材確保・育成のための支援	障がい福祉課	県やさまざまな機関が実施する資格取得等のための講習や研修などの情報を収集し、周知します。 不足する福祉人材の確保へ繋げるため、障害福祉サービス事業所に関する情報提供を行います。	回数		6	障がい福祉課	県やさまざまな機関が実施する資格取得等のための講習や研修などの情報を収集し、周知します。 不足する福祉人材の確保へ繋げるため、障害福祉サービス事業所に関する情報提供を行います。	県やさまざまな機関が実施する資格取得等のための講習や研修などの情報を収集し、周知しました。 不足する福祉人材の確保へ繋げるため、障害福祉サービス事業所に関する情報提供を行いました。 また今年度から、ガイドヘルパー養成研修実施事業者を指定し養成研修を実施しました。 ガイドヘルパー養成研修修了者 10名	障がい福祉サービス事業所における人材不足は慢性的に続いています。人材確保につながるような情報の収集・共有・発信を行政・事業所双方が継続して行う必要があります。	回数	6	6	A	3	4	6	6	-	[5]	[6]		
3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	(1)健康づくりへの支援	32	①主体的な健康づくりの推進	こどもの育ち支援課子育て支援室	子育て出前講座（保健師・栄養士・歯科衛生士） 子育てを応援するための土曜日の遊びの場の提供（土曜開所・にんにんパーク） 子育て教室（いがババっこ教室・ファミリーースマイルアップ講座） 妊婦教室：ウェルカムベビー教室, 育児体験教室	回数		70	こどもの育ち支援課子育て支援室	子育て出前講座（保健師・栄養士・歯科衛生士） 子育てを応援するための土曜日の遊びの場の提供（土曜開所・にんにんパーク） 子育て教室（いがババっこ教室・ファミリーースマイルアップ講座） 妊婦教室：ウェルカムベビー教室, 育児体験教室	・子育て出前講座（保健師・栄養士・歯科衛生士）：13回 ・子育て（みんなで子育て）を応援するための土曜日の遊びの場の提供（土曜開所、にんにんパーク）：43回 ・子育て（みんなで子育て）教室（いがババっこ教室、ファミリーースマイルアップ講座）：4回 ・妊婦教室：10回	子育て出前講座では、対象児の月齢や季節に合わせた講話や事前に質問を伺って実施するなどの工夫をし、子育ての不安の軽減に努めた。地域イベントでの実施はより気楽に相談でき子育て支援センターの周知につながった。ファミリーースマイルアップ講座の対象を広げる目的で国際交流フェスタにブース出店し多文化共生の目的を兼ねるよい機会となった。	回数		70	70	A				86	282	420	840	
				健康推進課	健康づくりや介護予防をテーマとした出前講座を各地域の老人クラブや各種団体において開催します。また、住民自治協議会の健康づくり担当者などが、各地域の健康づくり事業を主体的に実施してもらえるよう健康機器の貸出をする。 行政チャンネルを活用し、日常生活の中で自分自身や家族の健康管理につながるよう支援します。 ・出前講座回数 ・行政チャンネル（特集等）回数 ・感染症に関する情報提供（出前講座、行政チャンネル）回数 ・健康機器貸出回数	回数		50	健康推進課	健康づくりや介護予防をテーマとした出前講座を各地域の老人クラブや各種団体において開催します。また、行政チャンネルを活用し、日常生活の中で自分自身や家族の健康管理につながるよう支援します。 ・出前講座回数 ・行政チャンネル（特集等）回数 ・感染症に関する情報提供（出前講座、行政チャンネル）回数	健康づくりなどの内容について、各地域や各団体等の依頼に応じ出前講座を実施しました。 出前講座 28回 まちの講師 13回 行政チャンネル：4回	市民が関心ある内容や地域課題を中心とした健康情報について、タイムリーに伝えることで市民の健康づくりに役立てることができた。 出前講座の内容については、多様化する住民のニーズや国または市の動向に合わせながら、その内容を検討していく必要がある。	回数		60	45	B				58				
		32	②保健サービスの利用促進	こどもの育ち支援課子育て支援室	毎月の広報いがハイイベントの掲載、ホームページの更新、チラシ配布を行います。また伊賀市公式LINEを効果的に使用し周知します。協育事業に関しては、企業周知も実施します。	回数		160	こどもの育ち支援課子育て支援室	毎月の広報いがハイイベントの掲載、ホームページの更新、チラシ配布を行います。また伊賀市公式LINEを効果的に使用し周知します。協育事業に関しては、企業周知も実施します。	毎月の広報紙、ホームページ等に加え、伊賀市公式LINEでの周知を概ね月3～4回のペースで子育て事業に関する情報発信を行いました。ババっこ教室では企業周知も実施しました。	伊賀市公式LINEでの案内で教室を知る利用者が増えている。（R8年3月末：1,857人）LINEでは事業の案内時にホームページリンクを掲載するなど迅速な情報発信ができています。 新規利用者を増やすために、継続して周知方法を検討していく（乳児訪問事業の活用など）	回数		150	160	AA				197				
				こどもの育ち支援課	妊婦や子育て世帯を対象にホームページ等を通じて広く健康に関する情報発信や保健事業の紹介や案内をします。また、幼児健診の日程案内は、広報誌から対象者への個別通知に方法を変更します。	回数		8	こどもの育ち支援課	妊婦や子育て世帯を対象に、広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じて広く健康に関する情報発信や保健事業の紹介や案内をします。	幼児健診の日程を毎月広報誌に掲載しました。 広報の特集ページに伴走型支援について掲載し、切れ目のない支援の紹介をしました。 ◎広報誌への幼児健診日程掲載 年12回 特集ページ 年1回	幼児健診は、対象者への個別通知と広報誌への掲載により、タイムリーに受診できるよう周知を図りました。 広報8月号の特集ページで、伴走型支援を紹介することにより、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目ない支援が受けられることを広く周知できました。	回数		40	13	D	189	204	120	44	513	600	1,200	
				健康推進課	健康づくり事業や予防接種のこと等について、広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じて広く健康に関する情報発信や保健事業の紹介や案内をします。 広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等啓発回数	回数		80	健康推進課	健康づくり事業や予防接種のこと等について、広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じて広く健康に関する情報発信や保健事業の紹介や案内をします。 広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等啓発回数	広報紙、ケーブルテレビ、文字放送、ホームページ、SNS等を通じて、健康づくりや感染症予防に関する情報発信や保健事業の紹介や案内を実施。 広報、ケーブルテレビ、ホームページ、LINE他：80回	健診や事業案内について、課のLINEと市公式LINEをうまく活用し周知を図ることができた。予防接種の制度の改正など、期限がある施策も多いため、よりタイムリーに対象者に情報発信できるよう検討していく必要がある。今後も市民が必要な情報が取得できるよう、様々な情報発信の機会を検討していく。	回数		40	80	AA				38				

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
		32	③ こころの健康づくりへの支援	健康推進課	伊賀市自殺対策行動計画に基づき、こころの健康づくりや、こころの病気についての理解や知識の普及を進めます。 ・こころの健康についての研修、啓発事業への参加人数	人数	1,350	健康推進課	伊賀市自殺対策行動計画に基づき、こころの健康づくりや、こころの病気についての理解や知識の普及を進めます。 ・こころの健康についての研修、啓発事業への参加人数	こころの健康についての啓発事業として、市内商業施設2か所で啓発物品とチラシを配布。 上野病院と連携し市内高校での啓発、講演会を実施。 また、公認心理士によるケーブルテレビでの啓発、出前講座でのゲートキーパー養成講座などを実施。こころの病気についての知識の普及を通じて理解の促進を図った。 ゲートキーパー養成講座、こころ健康教育：84人 市内高等学校でのこころの講座 2校 272人 市内高等学校 文化祭での啓発 6校 330人 市内商業施設での啓発 3か所 680人	街頭啓発、出前講座やケーブルテレビ、市内高等学校での啓発の実施は、広い世代に対して、こころの病に対する理解を深める機会となっている。また、上野病院と連携しながら事業を実施することで、早期に適切な医療機関の受診につながる事が期待できる。今後も継続的にこころの病気についての理解促進を図るため、正しい知識の普及、啓発を進めていく。	人数	870	1,366	AA	20	300	335	862	655	1,650	3,300	
	(2) 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	34	① 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	地域包括支援センター	保健・医療・福祉分野がスムーズに連携するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割が重要です。様々な障がいを理解し適切な支援機関へ繋げられるよう、3職種、障がい者相談支援センター職員も参加する事例検討会、居宅介護支援事業所・包括支援センター職員に向けての研修を通して、介護支援専門員の資質向上を図ります。	回数	8	地域包括支援センター	保健・医療・福祉分野がスムーズに連携するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割が重要です。様々な障がいを理解し適切な支援機関へ繋げられるよう、3職種、障がい者相談支援センター職員も参加する事例検討会、居宅介護支援事業所・包括支援センター職員に向けての研修を通して、介護支援専門員の資質向上を図ります。	介護支援専門員を対象に事例検討会や研修を開催して、資質向上を図りました。事例検討会については庁内の職員にも参加を呼びかけ連携体制の強化を図りました。また研修については内容により、居宅サービス事業所（ヘルパー・デイサービス等）の職員に参加を呼びかけ、連携体制の強化を図りました。 ・居宅介護支援事業所向け研修：2回 ・事例検討会：5回	介護支援専門員、居宅サービス事業所等福祉に携わる幅広い方に研修の機会を提供し、毎回一定の参加者を得て資質向上を図ることができました。引き続き資質向上、連携体制の強化につながる研修の実施が必要です。	回数	8	7	B	7	9	8	8	24	21	42	
		34	① 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	医療福祉政策課	「保健・医療・福祉分野の連携検討会」において、従来から取り組んでいるACP（アドバンス・ケア・プランニング）について、講演会や普及啓発チラシの内容を更新し、啓発に取り組めます。加えて、災害医療救護体制の具体化について検討をすすめます。	開催状況	1	医療福祉政策課	「保健・医療・福祉分野の連携検討会」において、従来から取り組んでいるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の啓発に向け、市民及び専門職向けの講演会や普及啓発チラシの配布等を実施します。加えて、保健・医療・福祉分野にまたがる新たな課題を抽出し、解決に向けて検討をすすめます。	「保健・医療・福祉分野の連携検討会」において、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の周知啓発用チラシを作成しました。市民向けの周知として、伊賀医師会に協力をいただき「在宅医療普及啓発講演会」においてACPをテーマに開催いただくとともに、市広報誌にACPの紹介記事を掲載しました。また、専門職向けとして居宅介護支援事業所を対象として研修会を開催しました。	令和6年度に市広報誌にACPに関する記事を掲載し、併せてアンケート調査を実施しました。その結果の検証・分析を行い、引き続き、様々な手段によりACPそのものの周知啓発を行っていく必要があります。地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き医療や介護、福祉関係者間の連携強化に取り組んでいきます。	開催状況	1	1	A	1	1	1	1	-	[1]	[1]	
	(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	35	① 精神障がいにも対応したシステムの構築	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、課題を抽出・整理し、精神障がいにも対応した仕組み作りを推進します。	回数		障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、課題を抽出・整理し、精神障がいにも対応した仕組み作りを推進します。	多職種で構成されるWGメンバーでモデルケース（3例）の状況や支援経過を追いながら、一般住宅への移行に必要な対応や支援について意見交換を行いました。	グループホームから一般住宅への移行時期や目標を定め、当事者・支援者で共通認識を持っておくことの必要性を共有することができました。これらの意見を伊賀圏域版の地域包括ケアシステムに反映させていきます。	回数	5	6	AA	4	5	6	6	15	6	12	
		35	② 地域での住まい確保の支援	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、関係機関と連携し、安心して生活できる住まいの確保のための支援を行います。また、伊賀・名張市内にある賃貸業者に実施したアンケート結果をまとめた報告書をもとに障がい者の住まい探しの課題を追求していきます。	回数		障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、関係機関と連携し、安心して生活できる住まいの確保のための支援を行います。また、伊賀・名張市内にある賃貸業者に実施したアンケート結果をまとめた報告書をもとに障がい者の住まい探しの課題を追求していきます。	障がい者が安心して生活できる住まいの確保のためのサポート体制の構築を昨年度に引き続き行いました。また、地域移行した先行事例をモデルケースとして課題等を検証しました。	障がい者と賃貸業者等とのトラブルを減少させるために、相談先や具体的な支援策を示したケアシステム図の共有を推進し、サポート体制をさらに強化していく必要があります。	回数	5	6	AA	4	5	6	6	15	6	12	
		35	③ ピアサポート体制の推進	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、病院及び障害福祉サービス事業所等と連携しながらピアサポーターへの支援体制を推進します。	回数		障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、病院及び障害福祉サービス事業所等と連携しながらピアサポーターへの支援体制を推進します。	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、病院及び障害福祉サービス事業所等と連携しながらピアサポーターへの支援体制を推進しました。	くらし部会において、関係各所と連携しながら支援体制を構築することができました。	回数	5	6	AA	4	5	6	6	15	6	12	

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
1 一生涯を通じた生活支援システムの充実	(1) 発達支援体制の充実・推進	36	①発達支援システムの推進	こどもの育ち支援課	全ての乳幼児が健康診査を受診できるように勧奨し、障がいの早期発見に努めます。また、各種相談や医療・療育につなげられるよう医師会や保育所など関係機関と連絡・連携を強化し切れ目ないサービスの提供を実施します。 ・3歳児健康診査	3歳児健康診査の受診率	98	こどもの育ち支援課	全ての乳幼児が健康診査を受診できるように勧奨し、障がいの早期発見に努めます。また、各種相談や医療・療育につなげられるよう医師会や保育所など関係機関と連絡・連携を強化し切れ目ないサービスの提供を実施します。 ・3歳児健康診査	乳幼児健診の受診勧奨を行い、受診率向上に努めました。医師会との乳幼児健診委員会に参加、情報共有や連携支援を行いました。また、保育園と連携し、未受診者への勧奨やフォローが必要な児の情報共有を行いました。保育幼稚園課の療育保育事業審査会にも参加し、切れ目ないサービスの提供に努めました。 ◎3歳児健診 16回	健診の待ち時間を短くして受診者の負担を軽減したり、安心して相談できるように心掛けました。未受診者への勧奨を徹底し、受診率100%を目指しました。今後も安心して受診してもらえるようにし、未受診者への勧奨を徹底して行います。	3歳児健康診査の受診率	98	99.4	AA	99.5	98.1	101	97.1	-	[98]	[98]	
		36	①発達支援システムの推進	こどもの育ち支援課	こどもの発達特性を正しく理解し、適切な環境設定や就学につなげていくため5歳児発達相談、5歳児健診モデル事業を実施します。	5歳児発達相談・健診参加率	98	こどもの育ち支援課	こどもの発達特性を正しく理解し、適切な環境設定や就学につなげていくため5歳児発達相談を実施します。 ◎5歳児発達相談 市内全29園、51回	5歳児発達相談で見えてきた個人の発達特性について、その子の発達特性を理解した上での対応方法や今後の方針等を検討し、スムーズに就学を迎えられるよう相談等の支援を充実させます。	5歳児発達相談参加率	98	100	AA	98	99	100	100	-	[98]	[98]		
		36	①発達支援システムの推進	学校教育課	一人ひとりのニーズに応じた途切れのない支援を行うため、こどもの育ち支援課発達支援係等の関係機関と連携し、教育相談、発達検査等の巡回相談を実施します。	回数	200	学校教育課	一人ひとりのニーズに応じた途切れのない支援を行うため、こどもの育ち支援課発達支援係等の関係機関と連携し、教育相談、発達検査等の巡回相談を実施します。	こどもの育ち支援課発達支援係に依頼し、発達検査を実施するとともに、関係機関と連携し、保護者相談等を行いました。	回数	150	150	A	160	150	150	150	460	480	960		
		36	①発達支援システムの推進	障がい福祉課	発達支援体制の充実・推進を図ることを目的に、療育支援担当者連絡会を開催し、行政関係部署と障害児通所事業所等の関係機関との連携強化に向けた協議を行ないます。	参加事業所数	15	障がい福祉課	発達支援体制の充実・推進を図ることを目的に、療育支援担当者連絡会を開催し、行政関係部署と障害児通所事業所等の関係機関との連携強化に向けた協議を行ないます。 療育支援担当者連絡会 2回 事業所向け研修 6事業所31名参加	庁内の療育支援担当者連絡会を開催し、行政関係部署と障害児通所事業所等の関係機関との連携強化に向けた協議を行ないました。また、障がい児支援の質の向上や事業所間の交流を目的に、事業所職員向けの研修を開催しました。	参加事業所数	15	6	D	0	14	10	9	-	[15]	[15]		
		37	②発達障がい児等に対する支援	こどもの育ち支援課	乳幼児期の健診・相談など母子保健事業を通じて、発達障がい児を早期発見し、経過観察や保護者の育児支援を行う場を提供します。また専門機関との連携により早期に療育につなげられるよう支援を行います。 ・2歳児相談	2歳相談受診率	95	こどもの育ち支援課	乳幼児期の健診など母子保健事業を通じて、発達障がい児を早期発見し、経過観察や保護者の育児支援を行う場を提供します。また専門機関との連携により早期に療育につなげられるよう支援を行います。 ・2歳児相談	1歳6ヶ月児健診で経過観察や育児支援が必要な親子に対し、小集団による親子教室を開催しました。また、集団以外でも個別に心理判定員による発達相談を実施し、発達検査による発達段階の確認をした上で、必要な時期に療育へのつなぎを行いました。 ◎2歳児相談 12回	親子教室を通して具体的な対応方法についてのアドバイスや、個別相談などで保護者の不安軽減に努めました。2歳児相談では、こどもの発達段階や保護者の気持ちに寄り添いながら必要な時期に療育等へのつなぎを行います。また、未受診者へは個別に来所勧奨や相談にのっていきます。	2歳相談受診率	95	87.1	B	82.4	81.5	88	83.3	-	[95]	[95]	
		37	②発達障がい児等に対する支援	こどもの育ち支援課	学校や保育所(園)などからの依頼を受けて、課題のあるこどもの支援方法について具体的アドバイスするため巡回訪問を実施します。	巡回訪問延人数	170	こどもの育ち支援課	学校や保育所(園)などからの依頼を受けて、課題のあるこどもの支援方法について具体的アドバイスするため巡回訪問を実施します。 巡回171人	学校や保育所(園)等を巡回訪問し、子ども発達特性や対応方法についてのアドバイスや情報共有を実施しました。 巡回171人	専門職(発達支援係・児童発達支援センター)から、保育士や教員等へ一人ひとりの発達特性を踏まえた上で具体的な対応方法や支援方針についての助言や、個別ケースの適切な対応や支援へ繋ぐことができました。	巡回訪問延人数	140	171	AA	120	165	178	215	-	[140]	[140]	
		37	②発達障がい児等に対する支援	学校教育課	支援の必要な児童生徒について「さぼーとファイル」等を活用しながら「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、個々のニーズにあった適切な切れ目ない支援を行います。	箇所数	28	学校教育課	支援の必要な児童生徒について「さぼーとファイル」等活用しながら「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、個々のニーズにあった適切な切れ目ない支援を行うために活用しました。	小中学校28校において、特別支援学級在籍している児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、個々のニーズにあった適切な支援につなげました。	箇所数	28	28	A	29	29	28	28	-	[29]	[28]		
		37	③地域の学校との連携強化	障がい福祉課	発達支援体制の充実・推進を図ることを目的に、療育支援担当者連絡会を開催し、行政関係部署と障害児通所事業所等の関係機関との連携強化に向けた協議を行ないます。	参加事業所数	15	障がい福祉課	発達支援体制の充実・推進を図ることを目的に、療育支援担当者連絡会を開催し、行政関係部署と障害児通所事業所等の関係機関との連携強化に向けた協議を行ないます。 療育支援担当者連絡会 2回 事業所向け研修 6事業所31名参加	発達支援体制の充実・推進を図ることを目的とした療育支援担当者連絡会において教育委員会と連携することで、地域の学校と障害福祉サービスを繋がり深めることができました。	参加事業所数	15	6	D	0	14	10	9	-	[15]	[15]		

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

6段階評価（達成率）

AA 計画の内容を100%を超えて実施	C 計画の内容を50%以上70%未満実施
A 計画の内容を100%実施	D 計画の内容を50%未満実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施	E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8 年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7 年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値								備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標		
9	の②自立した地域生活のため	38	① 自立した地域生活のための支援	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターに相談支援専門員等を配置し、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等の調整を行います。	相談件数	7, 500	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターに相談支援専門員等を配置し、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等の調整を行います。	障がい者相談支援センターに相談支援専門員等を配置し、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等の調整を行いました。	配置人数に限りがある中でも、可能な限り相談内容に沿った支援を実施し、課題を解決することができています。今後も引き続き障がいのある人の自立を意識した相談支援を展開します。	相談件数	7, 500	6, 759	B	10, 494	7, 275	7, 251	5, 725	25, 020	27, 000	47, 800		
10	③高齢になった障がいのある人への支援	39	① 高齢になった障がいのある人への支援	障がい福祉課	高齢期の障がいのある人がそれぞれに応じたサービスを利用できるよう、障がい者地域自立支援協議会相談部会や障がい者相談支援センターが主体となって協議を行い、障がいと介護の垣根を超えたトータルサポート体制づくりに取り組みます。	回数	12	障がい福祉課	高齢期の障がいのある人がそれぞれに応じたサービスを利用できるよう、障がい者地域自立支援協議会相談部会や障がい者相談支援センターが主体となって協議を行い、障がいと介護の垣根を超えたトータルサポート体制づくりに取り組みます。	障がい者地域自立支援協議会相談部会において、高齢になった障がいのある人への支援について共有し、ケース状況に応じて個別に検討会議等を開催し、支援を協議しました。相談部会 11回	高齢になった障がいのある人の支援については、介護保険サービスの利用も含めて、その人のニーズに沿った支援を行えるように高齢者担当機関や計画相談支援事業所と連携し、今後も協議を行っていきます。	回数	10	11	AA	5	10	11	11	26	15	30		
11		39	① 高齢になった障がいのある人への支援	介護高齢福祉課	介護・高齢者サービスの施策をHP等で随時周知します。また、障がい福祉課との連携を密にし、円滑な移行に努めます。	回数	1	介護高齢福祉課	介護・高齢者サービスの施策をHP等で随時周知します。また、障がい福祉課との連携を密にし、円滑な移行に努めます。	介護・高齢者サービスの施策をHP等で随時周知します。また、障がい福祉課との連携を密にし、円滑な移行に努めました。	介護・高齢者サービスの施策をHP等で随時周知、一定の成果を得られました。また障がい福祉課との連携を密にすることで、円滑に窓口対応を行うことができました。	回数	1	1	A	1	1	1	1	3	3	6		
12		39	②医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域づくり	医療福祉政策課	引き続き、地域共生社会を実現するための包括的支援体制構築に向けて、重層的支援体制整備事業を推進します。また、課題となっていることを次期計画や施策へ反映していくため、「福祉施策調整会議」を開催します。	開催状況	1	医療福祉政策課	引き続き、地域共生社会を実現するための包括的支援体制構築に向けて、重層的支援体制整備事業を推進します。事業の推進のため、前年度事業予定としていた「健康福祉関係計画調整会議」について、その機能も含めた「福祉施策調整会議」を開催します。	重層的支援体制整備事業を進めていく中心メンバーである相談支援包括化推進員のミーティングを2月に1回程度開催し、分野ごとの連携を深めながら事業に取り組みました。また、年度内に「福祉施策調整会議」を開催し、個別課題から抽出された地域課題を整理する予定です。	重層的支援体制整備事業として、相談支援包括化推進員ミーティングの中で、分野を問わない地域課題等について情報共有し、他市の話を聞かせてもらう等の機会を持ちました。今後はさらに必要な部署とも連携を深め、より強固な包括的支援体制の構築に努めます。	開催状況	1	1	A	1	1	1	1	3	3	5		
13	④地域生活支援拠点の充実	39	① 緊急時の受入れ体制の充実	障がい福祉課	地域の障害福祉サービス事業所と連携を図り、緊急時の受入れ体制を充実させます。	登録事業所数	1	障がい福祉課	地域の障害福祉サービス事業所と連携を図り、緊急時の受入れ体制を充実させます。	地域の障害福祉サービス事業所と連携を図り、緊急時の受入れ体制を充実させました。	新たに1事業所を地域生活支援拠点として登録し、緊急時の受け入れ体制がさらに整ってきています。今後は、体制の整備を引き続き行いつつ、利用者の事前登録対象を整理し、登録方法や事業内容の理解が得られるよう周知が必要です。	登録事業所数	1	1	A	16	2	2	3	20	18	23		
14		39	① 緊急時の受入れ体制の充実	地域包括支援センター	緊急対応の必要がある場合は、基幹相談支援センターが関係機関と協働し、短期入所等のサービスを調整するなどの支援を行います。	対応件数	3	地域包括支援センター	緊急対応の必要がある場合は、基幹相談支援センターが関係機関と協働し、短期入所等のサービスを調整するなどの支援を行います。	緊急対応の必要がある場合は、基幹相談支援センターが関係機関と協働し、短期入所等のサービスを調整するなどの支援を行いました。	緊急時の対応について支援者や家族と話し合っておく必要性を啓発しており、平時からそのような場合を想定した支援の組み立てを関係機関と共に実施しています。支援機関と共に先を見越した支援を提供できた結果、当該年度において対応実績はありませんでした。今後も多機関協働を意識して支援体制の強化に努めます。	対応件数	3	0	-	1	0	1	0	2	15	30		
15		39	②地域で暮らすための体験等の場づくり	障がい福祉課	地域へ移行するための相談体制を整え、基幹相談支援センターと連携し、障害福祉サービスの体験利用を促進します。	人数	2	障がい福祉課	地域へ移行するための相談体制を整え、基幹相談支援センターと連携し、障害福祉サービスの体験利用を促進します。	地域へ移行するための相談体制を整え、基幹相談支援センターと連携し、障害福祉サービスの体験利用を促進しましたが、利用がありませんでした。	潜在的なニーズはあると思われるが、実際の利用にはつながっていない状況が続いています。事前の利用登録から実際の利用までの流れをあらためて整理したうえで、事業内容の理解が得られるよう周知していく必要があります。	人数	2	0	D	0	0	0	0	0	5	10		
16	2 早期療育と保育の充実	40	① 母子保健・発達相談体制の充実	こどもの育ち支援課	妊娠届けの機会や乳幼児相談、こんにちは赤ちゃん訪問など各種母子保健事業の機会を通じて、乳幼児健診の受診を促し、障がいのある子どもの早期発見・専門機関への紹介などの支援につなげられるように努めます。 ・1歳6か月児健康診査	1歳6ヶ月児健康診査の受診率	98	こどもの育ち支援課	妊娠届けの機会や乳幼児相談、こんにちは赤ちゃん訪問など各種母子保健事業の機会を通じて、乳幼児健診の受診を促し、障がいのある子どもの早期発見・専門機関への紹介などの支援につなげられるように努めます。 ・1歳6か月児健康診査	各種母子保健事業の機会を通じて乳幼児健診の受診を促し、未受診者への連絡を徹底しました。特に1歳6か月児健診では育児の困り感等について聞き取り、次の相談につなげる支援を行いました。 ◎1歳6か月児健診 14回	未受診者への勧奨に努め、受診率は維持されています。今後も受診率向上に努め、必要な児を発達相談や専門機関への紹介などの支援につなげられるように努めます。	1歳6ヶ月児健康診査の受診率	98	96.8	B	98	99	98	97.3	-	[98]	[98]		

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値								備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標		
	充実	40	①母子保健・発達相談体制の充実	保育幼稚園課	4歳児を対象とした5歳児相談や3歳児クラス巡回相談を通して、困り感のある子や発達に支援が必要な子を早期に発見し、発達支援課や児童発達支援センター等各機関との連携を密にし発達相談体制を充実させます。	箇所数	28	保育幼稚園課	4歳児を対象とした5歳児相談や3歳児クラス巡回相談を通して、発達に支援が必要な子を早期に発見し、発達支援課や児童発達支援センター等各機関との連携を密にし発達相談体制を充実させます。	発達に課題がある子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につなげられるよう、伊賀市内全ての保育所(園)、幼稚園、認定こども園を発達支援センターと共に連携を密にして相談体制を充実させるよう取り組みました。 今後適切なかかわりができるよう職員の質の向上に努めます。	箇所数	28	30	AA	28	30	28	28	-	[28]	[28]			
		40	①母子保健・発達相談体制の充実	学校教育課	障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもを早期に適切な支援へつなげるため、障がいや発達について気軽に相談できるよう就学相談を実施します。	回数	6	学校教育課	障がいのある子どもや特別に支援が必要な子どもを早期に適切な支援へつなげるため、障がいや発達について気軽に相談できるよう就学相談を実施します。 ※上記の6日間に入らなかった18件は個別に対応(8・9月) 計107件	就学相談を通して、発達に課題のある子どもを早期に適切な支援につなげることができました。今後も引き続き就学相談を実施し、適切な教育支援につなげる必要があります。	回数	6	6	A	6	6	6	6	-	[5]	[5]			
		40	①母子保健・発達相談体制の充実	こどもの育ち支援課	児童発達支援センターや専門医から専門的な視点から助言を受け、関係機関と情報共有し支援方法について検討します。 また、医療が必要な児が受診につながるよう、定期的に専門医との支援ケース検討会を行います。	ケース検討会の開催回数	22	こどもの育ち支援課	児童発達支援センターや専門医から専門的な視点から助言を受け、関係機関と情報共有し支援方法について検討します。 また、医療が必要な児が受診につながるよう、定期的に専門医との支援ケース検討会を行います。 支援検討会議 11回 専門医とのケース検討会 12回	児童発達支援センターや教育委員会等と連携して、保護者や学校に対し子どもの発達特性への理解や接し方の支援方法について具体的に検討できました。必要な児にはモニタリングにて様子を確認し、その後の支援方法を検討する必要があります。 また、個別の発達に応じて医療につなぐことができるよう今後も専門医との連携を図ります。	ケース検討会の開催回数	21	23	AA	18	20	21	21	-	[21]	[22]			
		40	②発達に関する保護者等の推進	こどもの育ち支援課	こんにちは赤ちゃん訪問を実施し、早期から心身の発育について支援する母子保健事業を紹介し、事業への参加を促します。乳幼児相談や各種教室など発達段階に応じた母子保健事業を開催し、保護者からの発達や育児に関する相談を受けるとともに発達についての理解を促す機会とします。 ・こんにちは赤ちゃん訪問	こんにちは赤ちゃん訪問率	100	こどもの育ち支援課	こんにちは赤ちゃん訪問を実施し、早期から心身の発育について支援する母子保健事業を紹介し、事業への参加を促します。乳幼児相談や各種教室など発達段階に応じた母子保健事業を開催し、保護者からの発達や育児に関する相談を受けるとともに発達についての理解を促す機会とします。 ・こんにちは赤ちゃん訪問	対象の家庭に保健師・助産師が全戸訪問しました。訪問により保護者から発達や育児に関する相談を受け、育児不安の軽減を図りました。また、子育て支援事業や予防接種等の情報提供を行いました。	早期に訪問することで、母の育児不安の軽減につながりました。今後も母子手帳発行時から赤ちゃん訪問の必要性を説明するとともに、伴走型支援により妊産婦と信頼関係を築けるように活動していきます。	こんにちは赤ちゃん訪問率	100	99	B	100	100	100	100	-	[100]	[100]		
		40	②発達に関する保護者等の推進	こどもの育ち支援課	関係機関スタッフ(保育士・教員等)に対して発達に関する研修会やケース検討会を行います	実施回数	7	こどもの育ち支援課	関係機関スタッフ(保育士・教員等)に対して発達に関する研修会やケース検討会を行います。 児童発達支援センターと連携して学校等の依頼を受けて事例検討会や職員研修等に協力しました。 また保育所(園)、幼稚園の保育士や保健師等を対象としてこどもの発達を見る力や具体的対応方法についての研修会を開催しました。 事例検討会・校内研修6回 保育士等対象発達支援研修会4回	現場の保育士・教員・保健師対象に、子どもの育ちや発達(特に運動発達)について理解を深めることができました。今後もその子が過ごしやすい環境づくりや対応へつながるよう継続した研修が必要です。	実施回数	5	10	AA	7	7	8	9	-	[5]	[6]			
			40	②発達に関する保護者等の推進	学校教育課	保育所(園)や幼稚園において早期の段階で発達の課題を見つけ、保護者とともに適切な支援につなげるために、保育所(園)や幼稚園、学校訪問を実施します。	箇所数	48	学校教育課	保育所(園)や幼稚園において早期の段階で発見し、保護者とともに適切な支援につなげるために、保育所(園)や幼稚園、学校訪問を実施します。	保育所・保育園・幼稚園は30園、小学校は18校訪問し、発達に課題のある子どもの状況を把握し、就学相談へとつなげました。	保育所(園)・幼稚園、学校訪問を通して、保護者とともに適切な支援のあり方を考えることができました。	箇所数	48	48	A	49	49	48	48	-	[49]	[48]	
	(2)障がい児保育の	41	①障がい児の保育体制の推進	保育幼稚園課	子どもの障がいや支援の必要な子ども一人ひとりに応じた支援ができるよう、障がい児保育(インクルーシブ保育)の理解と知識を深める研修を行います。	箇所数	29	保育幼稚園課	子どもの障がいや支援の必要な子ども一人ひとりに応じた支援ができるよう、障がい児保育の理解と知識を深める研修を行います	早期に子どもの障がいや発達に支援が必要な子どもに気づき、子ども一人ひとりの障がいやニーズに応じた発達支援ができるよう、園内での事業検討や園内研修の実施、また他機関の研修への参加を推進しました。インクルーシブ教育・保育研修会を実施し、保育士の資質向上に努めました。	一人ひとりの子どもに丁寧に関わる「障がい児保育」(インクルーシブ保育)を継続して行うための保育士の確保と、保育士の資質向上やスキルアップが出来るように努めます。	箇所数	28	30	AA	28	28	28	28	-	[28]	[28]		

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値									備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標			
	充実	41	②専門機関等との連携強化	こどもの育ち支援課	個々の子どもの発達や特性を把握した上で、保育・教育現場における個別支援計画を検討し、実践、評価をしていくため、CLMの個別の指導計画を新たに取り入れ、切れ目のない一貫した指導方針に基づく支援体制にしていきます。	実施保育所(園)・幼稚園数	15	こどもの育ち支援課	個々の子どもの発達や特性を把握した上で、保育・教育現場における個別支援計画の検討し、実践、評価をしていくため、3歳児クラス巡回相談を実施します。また、CLMと個別の指導計画を新たに取り入れ、切れ目のない一貫した指導方針に基づく支援体制にしていきます。	3歳児クラス巡回相談では、児童発達支援センターと連携し、保育現場における支援内容や環境整備等の検討や、保育士対象に乳幼児期の発達について研修しました。更に一人ひとりの発達アセスメントにて発達段階を確認した上で、個別支援計画票を作成し、その子が安心して集団生活を送るための支援を実施しています。また、CLMと個別の指導計画を4園に導入し、対象児への支援とともにクラス全体の底上げを図る取り組みを実施しました。 7園 22回実施	児童発達支援センターと連携しながら、早期支援対応のための個別アセスメントや個別支援計画立案ができました。今後、定期的なモニタリングにて個々の発達アセスメントを実施しながら、その子に応じた支援方法を引き続き保育所と一緒に考えていきます。また、CLMと個別の指導計画を公立保育所(園)・幼稚園へ導入し、切れ目のない一貫した指導方針に基づく支援体制にしていきます。	実施保育所(園)・幼稚園数	15	7	D	18	6	9	12	-	[14]	[16]			
3 学 齢 期 の 子 ど も の 教 育 ・ 療 育 の 推 進	(1)共生教育を基本とした特別支援教育の充実	42	①就学指導の充実	学校教育課	関係機関と連携し、就学時の支援状況を把握するとともに情報を共有し、適切な支援につなげます。	回数	5	学校教育課	関係機関と連携し、就学時の支援状況を把握するとともに情報を共有し、適切な支援につなげます。	専門医や児童相談所、特別支援学校、福祉部局等と連携し、教育支援委員会を5回実施しました。 5月22日(木)・9月2日(火) 9月22日(月)・10月14日(火) 10月30日(木)	就学前の状況を関係機関と情報共有し連携することにより、児童生徒の適切な支援につなげることができました。 専門医の協力が必要不可欠ですが、今後の体制づくりにおいて課題があります。	回数	5	5	A	5	5	5	5	-	[5]	[5]			
		42	②地域の学校での特別支援教育の充実	学校教育課	一人ひとりのニーズに対応できるよう、「個別的教育支援計画」に基づき、特別支援教育コーディネーターが中心となって特別支援教育を推進するとともに、必要に応じて教育支援員等の配置に努めます。	人数	60	学校教育課	一人ひとりのニーズに対応できるよう、個別的教育支援計画に基づき、特別支援コーディネーターが中心となって特別支援教育を推進するとともに、必要に応じて教育支援員等の配置に努めます。	教育支援員（看護師支援員・特別支援教育支援員を含む）を60人配置しました。	教育支援員を配置することにより、特別な支援が必要な児童生徒に対して、個々のニーズに応じた支援を行うことができました。多岐にわたる個々のニーズに対応するために、今後も人的確保に努める必要があります。 「医療的ケア」が必要な児童生徒に対して適切な支援をおこなえるよう、看護師支援員の人員確保に課題があります。	人数	60	60	A	54	55	58	59	-	[56]	[60]			
		42	②地域の学校での特別支援教育の充実	学校教育課	障がいのある子どもへの教育を充実させるために、一人一台タブレット等のICT機器を活用し、子どものニーズに応じた特別支援教育に取り組みます。	箇所数	28	学校教育課	障がいのある子どもへの教育を充実させるために、一人一台タブレット等のICT機器を活用し、子どものニーズに応じた特別支援教育に取り組みます。	一人一台タブレット等のICT機器を活用し、個々のニーズに応じた特別支援教育に取り組みました。	一人一台タブレット等のICT機器を活用することで、意欲を高め、一人ひとりのニーズに応じた学習へとつなげることができました。今後もICT機器等の活用を広げ、特別支援教育の充実につなげていく必要があります。	箇所数	28	28	A	29	29	28	28	-	[29]	[28]			
		42	③特別支援学校や専門機関等との連携強化	学校教育課	教育相談や事例検討会等において、一人ひとりの適切な支援へつなげるため、関係機関と連携し取り組みます。	回数	28	学校教育課	教育相談や事例検討会等において、一人ひとりの適切な支援へつなげるため、関係機関と連携し取り組みます。	こどもの育ち支援課発達支援係や児童発達支援センター、児童相談所、スクールカウンセラー、特別支援学校などと連携し、教育相談や事例検討会を行いました。	支援の状況について関係機関と連携することによって、一人ひとりのニーズにあった、より専門的な支援につなげることができました。	回数	28	28	A	29	29	28	28	-	[29]	[28]			
	保(2)放課後や長期休業中の活動の確保	44	①放課後児童クラブにおける受入れの推進	こども政策課	障がいのある児童について、ニーズに応じた受け入れができるように、放課後児童クラブに加配の支援員をおきます。	加配支援員の充足率	100	こども政策課	障がいのある児童について、ニーズに応じた受け入れができるように、放課後児童クラブに加配の支援員をおきます。	心身に障がいのある児童の受け入れを推進するために、指定管理料に障がい児加配加算を加えることで事業所への施設管理運営費を充実させました。	心身に障がいのある児童の受け入れを推進するために、事業所と連携し現状把握を行い、支援員の増員対応等をすることができました。また支援員の資質向上を目的に、障がいのある子への関わり方について理解を深める研修を実施することができました。	加配支援員の充足率	100	100	A	100	100	100	100	-	[100]	[100]			
		44	②放課後等デイサービス等障害福祉サービスの充実	障がい福祉課	放課後等デイサービスを実施し、障がいのある児童が放課後や長期休業中に活動する場を確保します。	利用者数／月	205	障がい福祉課	放課後等デイサービスを実施し、障がいのある児童が放課後や長期休業中に活動する場を確保します。	学校の長期休業中における障がいのある児童の年中活動の場の確保や、その家族の就労支援及び日常介護している人の一時的な休息により負担軽減を図ることを目的として、放課後等デイサービスの給付を行いました。	放課後等デイサービス事業の利用者数は年々増加しています。今後もさらに増え続けると予想される利用希望に対して迅速に対応できるよう、体制を整えていきます。	利用者数／月	200	207	AA	161	173	191	196	-	[160]	[175]			
4 就 労 支 援 の 推 進	(1)就労支援ネットワークの強化	45	①就労支援ネットワークの強化	障がい福祉課 商工労働課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を開催し、各関係機関によるネットワークの強化・連携のための協議を行い、障がいのある人の一般就労を支援します。	回数	25	障がい福祉課 商工労働課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を開催し、各関係機関によるネットワークの強化・連携のための協議を行い、障がいのある人の一般就労を支援します。	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を開催し、障がいのある人を一般就労へつなぐための協議・支援を行いました。また、2つのWG連携を進めるため各WGのコアメンバーと事務局で協議を行いました。 伊賀圏域就労部会 2回 WG連携のためのコア会議 4回 事業所連絡WG 10回 雇用啓発WG 11回	伊賀圏域内の就労系事業所や関係機関が顔を合わせて協議を行なうことで、就労支援ネットワークを強化することができました。今後、一般就労へ送り出す側と受け入れる側それぞれを支援する2つのWG間の連携をさらに強化し、障がいのある人の一般就労促進につなげていきます。	回数	20	27	AA	13	17	23	25	53	45	90			

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
32		45	② 包括的な相談支援とコーディネートの実	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を開催し、障がいのある人の就労に関する相談支援とコーディネートの充実を図るため、各関係機関との連携を強化します。	回数	20	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を開催し、障がいのある人の就労に関する相談支援とコーディネートの充実を図るため、各関係機関との連携を強化します。	伊賀圏域就労部会 2回 事業所連絡WG 10回 雇用啓発WG 11回	伊賀圏域（伊賀市・名張市）で就労部会を行うことにより、広域でより多くの支援機関と情報共有ができ、障がいのある人の相談・就労支援につながることであります。今後も、適宜見直し・改善しながら事業を継続していきます。	回数	20	23	AA	13	17	23	24	53	45	90	
33	② 企業等における障がい者雇用の推進	46	① 企業等への啓発	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、企業に対し障がい者雇用における支援制度や障がい特性について理解を深める情報提供・研修会等を行い、障がい者雇用を促進します。	参加事業所数	40	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、企業に対し障がい者雇用における支援制度や障がい特性について理解を深める情報提供・研修会等を行い、障がい者雇用を促進します。	伊賀市・名張市内の企業を対象に、障がい者雇用を支援する機関から講師を招き、2回の研修会を実施しました。企業における障がい者雇用に係る取り組み等についての研修を行いました。 第1回研修参加企業数：17社 第2回研修参加企業数：33社	企業の担当者が、研修会を通じ、障がい者雇用に関する新たな気づきや知識の習得を行ったこと、研修の中で企業同士が課題等に対する意見交換を行ったことにより、企業の課題解決に向けた一助となりました。 令和8年度に法定雇用率が引き上げられる中、障がい者雇用のさらなる促進に向けた取組を引き続き行っていきます。	参加事業所数	38	50	AA	未実施	18	14	29	-	[37]	[40]	
34		46	① 企業等への啓発	産業政策課	人権啓発企業・事業所訪問の際や伊賀市人権学習企業等連絡会会員企業に対し、障がい者雇用の促進のための啓発を行います。	件数	227	商工労働課	人権啓発企業・事業所訪問の際や伊賀市人権学習企業等連絡会会員企業に対し、障がい者雇用の促進のための啓発を行います。	人権啓発企業・事業所訪問（伊賀市人権学習企業等連絡会加入事業者を含む）において、障がい者雇用の促進のための啓発を行いました。 3月末までに197の企業・事業所に対して訪問等による啓発を実施しました。	業務多忙等の理由で訪問を辞退する企業・事業所がいくつかあり、こうした企業等へは書類を郵送する形での啓発としましたが、ほとんどの企業・事業所に対し訪問により啓発を行うことができました。 今年度は配布資料をもとにした人権啓発を実施したため、障がい者を雇用している企業だけでなく、雇用していない企業に対しても、障がい者雇用について、また障害者差別禁止法に関する説明を聞いていただくことができました。	件数	227	197	B	237	245	225	227	707	633	1,266	
35		46	② 障がい者雇用を行う企業等に対する支援	産業政策課	人権啓発企業・事業所訪問の際や伊賀市人権学習企業等連絡会会員企業に対し、障がい者雇用について説明するとともに助成制度等の案内チラシを配布し、情報提供を行います。	件数	227	商工労働課	人権啓発企業・事業所訪問の際や伊賀市人権学習企業等連絡会会員企業に対し、障がい者雇用について説明するとともに助成制度等の案内チラシを配布し、情報提供を行います。	人権啓発企業・事業所訪問（伊賀市人権学習企業等連絡会加入事業者を含む）において、「障がい者雇用」、「障害者差別禁止法」について資料を用いた啓発を行いました。 3月末までに197の企業・事業所に対して訪問等による啓発を実施しました。	業務多忙等の理由で訪問を辞退する企業・事業所がいくつかあり、こうした企業等へは助成制度等の案内チラシも同封して書類を郵送する形での啓発としましたが、多くの企業・事業所に対し訪問により啓発を行うことができました。	件数	227	197	B	237	245	225	227	707	633	1,266	
36		46	③ 行政機関での障がい者雇用の推進	人事課	6月1日時点における法定雇用率（市長部局）を達成するため計画的な採用に努めるとともに、不本意な離職者を極力生じさせないよう、人事記録を基に前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行います。	雇用率	2.8	人事課	6月1日時点における法定雇用率（市長部局）を達成するため計画的な採用に努めるとともに、不本意な離職者を極力生じさせないよう、人事記録を基に前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行います。	障がい者雇用について必要な募集・採用を行うとともに、雇用している職員の適正な配置や職場での状況の把握に努めた。	令和8年7月に法定雇用率が引き上げられることを踏まえ、引き続き採用活動を進める必要がある。また、採用した職員が定着するよう状況把握に努めるとともに、周囲の理解の促進を図ることが求められる。	雇用率	2.8	2.81	AA	2.6	2.4	2.48	2.49	-	[2.6]	[2.6]	
37		46	④ 就労に向けた訓練等の充実	障がい福祉課	一般就労を希望する人のために、就労に必要な訓練を行う就労移行支援を行います。	利用者数／月	35	障がい福祉課	一般就労を希望する人のために、就労に必要な訓練を行う就労移行支援を行います。	就労を希望する障がいのある人に、自立訓練事業や就労移行支援サービスの給付を行いました。 自立訓練 20人／月 就労移行支援 8人／月	高校卒業後、一般就労に向けて利用希望が増えてきました。また、自立訓練を経て就労移行支援に移行し、一般就労に向けての段階を経ている方もいます。引き続き、利用希望に対して迅速に対応できるよう、体制を整えていきます。	利用者数／月	35	28	B	19	23	25	30	-	[42]	[45]	
38		46	④ 就労に向けた訓練等の充実	産業政策課	広報、ホームページにおいて、県施策など就労に向けた職業訓練などの情報を提供します。	回数	1	商工労働課	広報、ホームページにおいて、県施策など就労に向けた職業訓練などの情報を提供します。	ホームページ（求職者支援制度のご案内）において、就労に向けた職業訓練や支援などの国の施策について情報を提供しました。	障がい者のみでなく、雇用保険を受給できない求職者の方が職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職をめざすための一般的な国の制度をホームページで案内していますが、実際にマッチングしているか把握できていないという課題があります。	回数	1	1	A	1	1	1	1	3	3	6	

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
39		46	⑤ 職場定着のための支援	障がい福祉課	一般就労につながった人に対し、就労定着支援を行い就労の継続につなげます。	利用者数／月		5	障がい福祉課	一般就労につながった人に対し、就労定着支援を行い就労の継続につなげます。	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労継続を図るため、就労定着支援サービスの給付を行いました。 就労定着支援 2人／月	利用者数／月	5	2	D	6	5	3	1	-	[16]	[19]	
		46	⑤ 職場定着のための支援	産業政策課	人権啓発企業・事業所訪問の際や伊賀市人権学習企業等連絡会会員企業に対し、障がい者の職場定着のための啓発を行います。	件数		227	商工労働課	人権啓発企業・事業所訪問（伊賀市人権学習企業等連絡会加入事業者を含む）において、障がい者の職場定着のための啓発を行いました。 3月末までに197の企業・事業所に対して訪問等による啓発を実施しました。	業務多忙等の理由で訪問を辞退する企業・事業所がいくつかあり、こうした企業等へは書類を郵送する形での啓発としましたが、多くの企業・事業所に対し訪問により啓発を行うことができました。 障がいのある方に対する合理的配慮を呼びかけ、職場への定着、安心して業務ができる就労環境づくりについて、取り組みを促しました。	件数	227	197	B	237	245	225	227	707	633	1,266	
41	(3) 福祉的就労の充実	48	① 就労サービスの充実	障がい福祉課	一般企業で就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援を行います。	利用者数／月		326	障がい福祉課	一般企業で就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援を行います。	就労継続支援サービスの給付を行いました。 就労継続支援A型 58人／月 就労継続支援B型 270人／月	利用者数／月	326	328	AA	302	298	304	314	-	[311]	[326]	
		48	② 就労事業への支援	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、既存ツールの運用方法の整理やイベント等への参加機会の確保等に努め、就労継続支援事業所の作業確保や工賃向上につなげます。	回数		12	障がい福祉課	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、既存ツールの運用方法の整理やイベント等への参加機会の確保等に努め、就労継続支援事業所の作業確保や工賃向上につなげます。 伊賀圏域就労部会 2回 事業所連絡WG 10回	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を開催することにより、障がいのある人の就労支援についての協議を行いました。 事業所連絡会WGにおいて作成した伊賀圏域内就労系事業所の作業内容や工賃をまとめたガイドブックについて、あらゆる機会をとりえて周知しました。 また、圏域内事業所のメーリングリストを活用し、業務依頼の情報提供を行いました。	回数	12	12	A	8	9	13	14	30	18	36	
		48	③ 優先調達の推進	障がい福祉課	障がい者就労施設等が提供する物品・サービス等を最新の情報でわかりやすく庁内へ周知し、他部署の実績も共有しながら優先購入の調達目標達成に向けて取り組みます。	実績額（千円）		3,500	障がい福祉課	障がい者就労施設等が提供する物品・サービス等を最新の情報でわかりやすく庁内へ周知し、他部署の実績も共有しながら優先購入の調達目標達成に向けて取り組みます。	優先調達目標を定め、自課においても積極的に優先調達事業所を活用するとともに、全庁に周知・啓発を行って目標達成に向けて取り組みました。	実績額（千円）	2,750	3,388	AA	1,786	2,006	2,334	2,655	-	[2,100]	[2,300]	
44	5 社会参加活動の推進	(1) 生涯学習等への参加	① 参加しやすい生涯学習等の推進	生涯学習課	中央公民館講座として実施する伊賀流リカレントセミナー「学びの窓」の開催時に、ヒアリンググループを設置して、市民が参加しやすい講座開催に努めるとともに、設置の案内を広報や市ホームページ、チラシ等に掲載し、広く周知を図ります。	回数		8	生涯学習課	中央公民館講座として実施する悠々セミナーの開催時に、ヒアリンググループを設置して、市民が参加しやすい講座開催に努めるとともに、設置の案内を広報や市ホームページ、チラシ等に掲載し、広く周知を図ります。	6月から2月にかけて年間8回の講座を開催しました。年間登録者の募集人数60人に対し、60人余りの申込みがありました。車いすでの聴講ができることと併せてヒアリンググループの設置について市広報やホームページ等で広く周知しました。	回数	8	8	A	8	8	8	8	24	24	48	

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

6段階評価（達成率）

AA 計画の内容を100%を超えて実施	C 計画の内容を50%以上70%未満実施
A 計画の内容を100%実施	D 計画の内容を50%未満実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施	E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8 年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7 年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値								備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標		
5 6 7 8 9	の推進	49	① 参加しやすい生涯学習等の推進	スポーツ振興課	誰もが気軽にスポーツに親しんでいただけるよう障がいの有無にかかわらず楽しめる競技の普及に努めます。また参加者数を増やすための広報活動にも努めます。（ポッチャ・カローリング）	参加者数	95	スポーツ振興課	誰もが気軽にスポーツに親しんでいただけるよう障がいの有無にかかわらず楽しめる競技の普及に努めます。また参加者数を増やすための広報活動にも努めます。	障がいの有無に関わらず誰もが参加できるスポーツとしてレクリエーション協会やスポーツ推進委員協議会と連携しポッチャ・カローリングを伊賀市民スポーツフェスティバルで開催しました。	障がいの有無に関わらず、誰もが楽しく行えるスポーツを取り入れることによって、スポーツに親しみをもって参加してもらえました。課題としては、施設のバリアフリー化が必要です。	参加者数	90	92	AA	50	57	44	81	-	[60]	[70]		
	(2)当事者活動の充実	49	① 障がいのある人自身による主体的な活動への支援	障がい福祉課	障がいのある人の福祉の向上と自立意識の発揚を図ることを目的とし、主体的に社会参加活動に取り組めるよう支援するため、障がい者団体の活動に対する助成を行います。また国・県や他関係機関が実施する様々なイベントの情報共有を行い、参加機会の確保と充実に努めます。	延参加者数	450	障がい福祉課	障がいのある人の福祉の向上と自立意識の発揚を図ることを目的とし、主体的に社会参加活動に取り組めるよう支援するため、障がい者団体の活動に対する助成を行います。また国・県や他関係機関が実施する様々なイベントの情報共有を行い、参加機会の確保と充実に努めます。	障がいのある人が主体的に取り組む活動を支援するため、障がい者団体に対して助成を行ないました。	会員の減少や高齢化が進んでいる中で、障がいのある人の主体的な社会参加活動が継続できるよう、引き続き障がい者団体に対して助成を行っていきます。また、団体の新たな会員の確保に向けて、対策を検討するよう団体に働きかけていく必要があります。	延参加者数	450	269	C	190	235	231	306	656	900	2,250		
		49	① 障がいのある人自身による主体的な活動への支援	文化振興課	障がい者支援施設を中心に情報提供を行い、伊賀市民文化祭、本庁舎ミニギャラリーなど発表の場への出展を促します。本事業は、障がいのある方々の創造性や表現力を社会に広く伝えるとともに、主体的な活動を支援します。	出展数		文化振興課	障がい者支援施設を中心に情報提供を行い、伊賀市民文化祭、本庁舎ミニギャラリーなど発表の場への出展を促します。	ポスター・チラシ等を障がい者支援施設に送付し、出展を促しました。	引き続き情報提供に努めつつ、より気軽に参加してもらえるよう既存事業だけでなく新たな活動の場を設けることについても検討します。	出展数	2	2	A	0	0	1	2	-	[5]	[8]		
		49	① 障がいのある人自身による主体的な活動への支援	文化振興課	伊賀市文化振興ビジョンの基本方針に基づき、誰一人取り残さない文化の地域づくりと、異なる分野との連携・共同による社会的課題の解決に向け、福祉施設などへのアウトリーチ事業を実施します。	回数		文化振興課	伊賀市文化振興ビジョンの基本方針に基づき、誰一人取り残さない文化の地域づくりと、異なる分野との連携・共同による社会的課題の解決に向け、福祉施設などへのアウトリーチ事業を実施します。	伊賀市文化振興ビジョンで文化振興の中心的な存在と定義している（公財）伊賀市文化都市協会を事業主体とし、特別支援学校つばさ学園（1日2回実施）、障害福祉サービス事業所かしの木ひろば、放課後デイサービス事業所ヴェルデドゥ、および名張育成園は一人を対象に、アウトリーチ事業を実施しました。	音楽の力によって、身体を動かしたり心の方も普段より自然に身体を動かさせたり、表情や感情表現が豊かになります。また、アウトリーチ事業を通じて文化施設に出向くことが困難な方も文化に触れ、楽しんでもらえます。一方で、個々の障がいの特性により大きい音が苦手な方などもおり、参加者への十分な配慮が必要です。	回数	2	4	AA	-	-	2	2	-	[2]	[2]	R5～追加	
		49	② 交流・学習の場の充実	障がい福祉課	障がいのある人が地域で役割を持って生活していくため、地域の行事や清掃作業等、地域活動への関わりを促進します。	件数	100	障がい福祉課	障がいのある人が地域で役割を持って生活していくため、地域の行事や清掃作業等、地域活動への関わりを促進します。	地域住民の障がいへの理解を深めるため、地域を対象とした障がい福祉研修を実施しました。さらに市内の5法人に対して、障がいのある人と地域住民等との交流を図るイベントや取り組み等についての実態調査を行いました。	引き続き、地域住民の障がいへの理解を深めるため、地域を対象とした障がい福祉研修に取り組むとともに、各法人に対して地域との積極的な関わりを促し、交流機会の拡大につなげていきます。	件数	90	176	AA	24	45	63	90	132	72	144		

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
1 2 3 4 5 6 7	(1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進	50	① 障がいのある人への人権に関する理解と認識の啓発・教育	障がい福祉課	障害者週間に実施する街頭啓発やイベント開催時、また包括連携協定企業に協力を依頼する等、啓発チラシにより広く市民への周知・啓発を図ります。	配布数	21,000	障がい福祉課	障害者週間に実施する街頭啓発やイベント開催時、また包括連携協定企業に協力を依頼する等、啓発チラシにより広く市民への周知・啓発を図ります。	障害者週間啓発チラシを作成し、障がい福祉課、各支所、各地区市民センター等への設置や、街頭啓発、包括連携協定企業に協力を依頼するなど、多くの場所で配布しました。また、チラシの内容の理解度を測るアンケートを実施しました。	昨年度よりもチラシの設置場所を増やしたことや、包括連携協定先の協力により、より幅広く、市民に障がいについての理解を促すことができました。さらに、アンケートの回答から、障害者週間や障害者差別解消法に対する市民の声を聞くことができました。今後も、市民の障がい理解がより深まるよう、啓発方法を工夫しながら行っていきます。	配布数	18,800	21,129	AA	6,700	7,350	7,850	18,750	21,900	4,500	9,000	
			① 障がいのある人への人権に関する理解と認識の啓発・教育	人権政策課	障がいのある人への人権に関する理解と認識を深めるため、講演会やパネルの展示、貸し出しなどさまざまな機会を通して積極的に発信していきます。 ・障がいのある人への人権に関わる発信 回数（講演会・パネル展示・パネル貸し出し等）	回数	50	人権政策課	障がいのある人への人権に関する理解と認識を深めるため、講演会やパネルの展示、貸し出しなどさまざまな機会を通して積極的に発信していきます。 ・障がいのある人への人権に関わる発信 回数（講演会・パネル展示・パネル貸し出し等）	障がいのある人への人権に関する理解と認識を深めるため、人権啓発パネル「障がい者の人権Ⅰ・Ⅱ」「伊賀市民意識調査から見てくるもの」「障害者差別解消法」「人権作品」のパネルを市内各地や各部署に貸し出すとともに、庁内で展示しました。また、障がい者の人権をテーマとしたDVDの貸し出しを行いました。	パネル展示や貸し出し、DVDの貸し出し等を通して障がい者の人権に関する啓発を行いました。今後もさまざまな機会をとらえて障がい者の人権について啓発していく必要があります。	回数	45	49	AA	13	16	25	45	-	[8]	[9]	
		51	② 障がいを理由とする差別の解消の推進	障がい福祉課	当事者や支援者から受けた障がいを理由とする差別に関する相談事例に対する対応、結果を共有し、よりよい解決に繋げるための協議を行います。	回数		障がい福祉課	当事者や支援者から受けた障がいを理由とする差別に関する相談事例に対する対応、結果を共有し、よりよい解決に繋げるための協議を行います。	障がい者差別解消支援専門部会において、本年度に相談を受けた内容・対応結果等について共有し、事例解決に向けた協議を行いました。 また、令和6年に介護・障がい事業所へ実施した人権意識等についてのアンケート結果より、事業所での研修機会の不足が浮き彫りになったことから、人権政策課作成の教材動画を紹介し研修実施について促しました。	令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行し2年目となります。引き続き、建設的な対話を促進するためのアイデアを提供する役割を担う部会を開催するとともに、障がい者差別解消法を幅広く周知する必要があります。	回数	1	1	A	1	1	1	1	-	[1]	[1]	
			② 障がいを理由とする差別の解消の推進	人権政策課	障害者差別解消法の理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消のため、講演会や地区懇談会・研修会等で積極的に呼びかけ啓発します。 ・障がい者の人権に関わるイベント及び人権問題地区別懇談会の開催回数	回数	25	人権政策課	障害者差別解消法の理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消のため、講演会や地区懇談会・研修会等で積極的に呼びかけ啓発します。 ・障がい者の人権に関わるイベント及び人権問題地区別懇談会の開催回数	ひゅーまんフェスタ2025では、障害者福祉連盟に協力団体として参画いただき、活動紹介、作品展示、点字体験等を通して、理解を深めました。差別をなくす強調月間事業では、障がい者の人権をテーマとした人権作品を含む人権作品集を配布すると共に人権作品が掲載されたパネルの作成、展示により障がいを理由とする差別の解消に向けた市民啓発を行いました。また、「災害と人権」をテーマにリーフレットを作成し、障がいのある方を含むすべての人にとってよりよい避難所運営について地区懇談会等において考えを深めました。	今後も引き続き、障害者差別解消法の理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消のため、講演会や地区別懇談会、研修会の場において啓発を行って行く必要があります。	回数	25	25	A	11	19	25	23	-	[20]	[25]	
		51	③ 学校での交流や体験学習の推進	保育幼稚園課	学校教育課や小学校等と連携し、交流や体験学習等の取り組みを通して障がいや子どもの個性について理解し就学することで、学校での生活を子どもも保護者も安心して送れるようにしていきます。共に生活や学びをしていく中で何が必要であるのか考えながら、なかまづくりを進めます。	箇所	14	保育幼稚園課	学校教育課や小学校等と連携し、交流や体験学習等の取り組みを通して障がいや子どもの個性について理解し就学することで、学校での生活を子どもも保護者も安心して送れるようにしていきます。共に生活や学びをしていく中で何が必要であるのか考えながら、なかまづくりを進めます。	学校教育課や小学校等と連携し、個々の特性を理解しながら交流や体験学習、授業参観等の取組を計画しましたが、各校区で実施状況の違いがあり計画通りには実施できませんでした。就学に向けて小学校への支援状況の引継ぎは就学伝達会議で関係機関と連携し、支援が必要な子どもの理解を深めることができました。	インクルーシブ保育・教育、CLMの研修会で学びを深め、子どもの特性を理解して障がい児保育の実践に取り組んでいますが、コロナ以降、交流会や体験学習は実施できにくい状況です。書面や口答による職員間の情報交換を実施し、子ども理解を進めていますが、保育所(園)により取り組みにバラツキがあるのも課題です。	箇所	14	14	A	14	14	14	14	-	[14]	[14]	
			③ 学校での交流や体験学習の推進	学校教育課	障がい者支援団体や住民自治協議会等と協働しながら、障がい者とともに活動する交流や体験学習等の取組を推進します。	箇所数	28	学校教育課	障がい者支援団体や住民自治協議会等と協働しながら、障がい者とともに活動する交流や体験学習等の取組を推進します。	障がいのある人をゲストティーチャーとして招く交流や体験学習等を実施し、28校において障がい理解につながる学習に取り組みました。	障がい理解につながる学習を通して、障がいへの理解を深めることができましたが、今後も交流や体験学習等を含めた取組を、発達段階に応じて進めていく必要があります。	箇所数	28	28	A	29	29	28	28	-	[29]	[28]	
		51	④ 地域での福祉教育や交流・体験学習等の推進	障がい福祉課	各種イベント開催時において、障がいのある人と地域住民が交流できる場を提供します。	参加者数	810	障がい福祉課	各種イベント開催時において、障がいのある人と地域住民が交流できる場を提供します。	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、障害者週間啓発イベントの一つとして、就労系福祉サービス事業所間の交流や、障がいのある人が活躍できる就労活動の場の提供を目的とする就労マルシェを開催しました。 来場者数 延べ774名	昨年度と同様に規模を大きくして実施したことで、より多くの方に来場いただき、障がいのある人の就労活動の場を地域住民に見ていただける機会となりました。また、今年初の試みとして、発達障がい当事者の保護者サークルのブースを設けました。今後も、内容をブラッシュアップしながら継続実施できるよう調整していきます。	参加者数	810	774	B	370	500	558	803	1,428	450	900	

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
	(2)障がいのある人を支援する地域福祉活動の推進	52	①ボランティア等の養成と活動への支援	障がい福祉課	地域においても活動できる人材育成のため、各種養成講座を開催します。	参加者数	20	障がい福祉課	地域においても活動できる人材育成のため、各種養成講座を開催します。	日常生活程度の手話表現技術を習得し、聴覚障がい者の支援者として活動していただくための手話奉仕員養成講座を開催しました。 また、視覚障がい者の支援のため、上野点字図書館に委託して点訳・音訳奉仕員養成事業を行いました。	手話奉仕員や点訳・音訳奉仕員の養成事業により、地域において障がいのある人の支援者となっていただく人材育成に寄与することができました。しかし、より多くの人に参加・修了してもらうため、講座開催について幅広く周知していく必要があります。	参加者数	20	26	AA	28	14	8	6	-	[15]	[20]	
		52	②身近な地域での助け合い活動の推進	障がい福祉課	地域で活動する障がい者相談員や民生委員等に向けて、見守りや助け合い活動を推進するための研修や情報提供等を行います。	回数	10	障がい福祉課	地域で活動する障がい者相談員や民生委員等に向けて、見守りや助け合い活動を推進するための研修や情報提供等を行います。	地域の見守りを行う民生委員・児童委員等に対し、障がいへの理解を深める研修を実施しました。 また、障がい者相談員に対して、日常の相談業務に役立ててもらうための情報共有や研修等を行いました。	地域での助け合い活動につなげていただけるよう、民生委員・児童委員、障がい者相談員それぞれに対して、障がい福祉についての情報発信の機会を持つことができました。今後も、さまざまな機会をとらえ、地域での支援に役立つ情報を積極的に発信していきます。	回数	10	6	C	4	5	5	7	14	30	60	
		52	②身近な地域での助け合い活動の推進	医療福祉政策課	引き続き地域福祉ネットワーク会議間の相互連携や情報交換を図るため、地域福祉ネットワーク会議連絡会を開催します。	開催状況	1	医療福祉政策課	引き続き地域福祉ネットワーク会議間の相互連携や情報交換を図るため、地域福祉ネットワーク会議連絡会を開催します。	今年度は、地域福祉計画策定の年であり、地域福祉ネットワーク会議においてタウンミーティングを実施することとなったため、そのキックオフとして、地域福祉ネットワーク会議連絡会においても意見交換を行った。	各地域で共通する課題について共有することで、それぞれの地域について考えるきっかけとなりました。今後も、引き続き地域福祉ネットワーク会議間の相互連携や、課題共有を行い、より実践で生かしていくことができるように進めていきます。	開催状況	1	1	A	1	1	1	1	3	3	6	
2 快適なまちづくりの推進	(1)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	54	①ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進	障がい福祉課	障害者差別解消法や障がい者問題に関する啓発チラシを作成し、障害者週間の街頭啓発やイベント等において配布を行い、障がいのあるなしにかかわらず共生できる社会の実現に向けた啓発を行います。	配布数	21,000	障がい福祉課	障害者差別解消法や障がい者問題に関する啓発チラシを作成し、障害者週間の街頭啓発やイベント等において配布を行い、障がいのあるなしにかかわらず共生できる社会の実現に向けた啓発を行います。	障害者週間啓発チラシを作成し、障がい福祉課、各支所、各地区市民センター等への設置や、街頭啓発、包括連携協定企業に協力を依頼するなど、多くの場所で配布しました。また、チラシの内容の理解度を測るアンケートを実施しました。 さらに、ヘルプマークを身につけている人が支援してほしい内容を周りに伝えやすくすることを目的として、意思表示タグを作成し、希望者へ配付しました。	昨年度よりもチラシの設置場所を増やしたことや、包括連携協定先の協力により、より幅広く、市民に障がいについての理解を促すことができました。また、ヘルプマークの意思表示タグの作成により、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの環境づくりに寄与することができました。	配布数	18,800	21,129	AA	6,700	7,350	7,850	18,750	21,900	4,500	9,000	
		54	①ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進	医療福祉政策課	新規採用職員研修等の機会をとらえて、市職員へ周知・啓発を行うなど理解度の向上に努めます。 また、市民へユニバーサルデザインの理念を広めていくための取り組みとして、市役所見学に来庁する小学生に対し、ユニバーサルデザインの説明や、身近なユニバーサルデザインの紹介を行います。	開催状況	3	医療福祉政策課	新規採用職員研修等の機会をとらえて、市職員へ周知・啓発を行うなど理解度の向上に努めます。 また、市民へユニバーサルデザインの理念を広めていくための取り組みとして、市役所見学に来庁する小学生に対し、ユニバーサルデザインの説明や、身近なユニバーサルデザインの紹介を行います。	新規採用職員研修において、ユニバーサルデザインを周知しました。 また、市役所見学に来庁する小学生に対し、ユニバーサルデザインの説明や、身近なユニバーサルデザインの紹介を行いました。	これまでの取り組みによる職員の理解度は96.9%(R4)と高く、庁内推進委員会を廃止はしたが、理解度が下がらないよう、今後も新規採用職員研修等の機会に周知・啓発していきます。 市民への普及・啓発については、小学生への説明だけでなく、機会を見つけて行っています。	開催状況	3	2	B	1	1	1	1	3	3	6	
		54	②情報のユニバーサルデザインの推進	障がい福祉課	窓口で円滑なコミュニケーションが図れるよう、簡易筆談器等を設置するとともに、公的機関や病院等で手話によるコミュニケーションが取れる仕組みを作り、手話通訳者の配置を行います。	設置手話通訳者数	1	障がい福祉課	窓口で円滑なコミュニケーションが図れるよう、簡易筆談器等を設置するとともに、公的機関や病院等で手話によるコミュニケーションが取れる仕組みを作り、手話通訳者の配置を行います。	設置手話通訳を非常勤ではありますが1名配置し、広報やHPで周知しました。また、窓口会話の内容をリアルタイムで目の前に表示することができる「透明字幕表示ディスプレイ」や、軟骨部分に振動部を軽く当てるだけで音を拾える「軟骨伝導イヤホン」、カウンター型磁気ループや簡易筆談器を設置したり、音声文字変換アプリを使用するなど、聴覚障がいのある人の情報保障に努めました。	今後も設置手話の周知や、窓口での十分なコミュニケーション支援のため、簡易筆談器やアプリ、透明字幕表示ディスプレイ、軟骨伝導イヤホンなどを積極的に活用していきます。また、聴覚障がいだけでなくあらゆる障がいの特性に応じた対応（情報提供）ができるよう、引き続き検討していきます。	設置手話通訳者数	1	1	A	1	0	0	0	-	[1]	[1]	
		54	②情報のユニバーサルデザインの推進	多文化共生課	職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施し、情報提供の際の活用を促すとともに、市の広報誌やホームページなどから外国人住民に特に必要と思われる情報をSNSで分かりやすく発信します。	回数	80	多文化共生課	職員対象の「やさしい日本語」研修を実施するとともに、行政情報を翻訳し、多言語情報紙やSNSで情報発信をします。	「やさしい日本語」の基本的な使い方をグループウェアへの掲示により全職員に周知するほか、委託事業で実施の「やさしい日本語」研修を周知し参加を促しました。 多言語情報紙を月1回、6言語（英語・ベトナム語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・やさしい日本語）で発行し、SNSでの情報発信にも積極的に行いました。 多文化共生センターFacebookへの投稿（R8.3月末現在） 94回	職員に対する「やさしい日本語」の周知により、窓口対応に活用するための資料提供や研修実施の依頼がありました。 多言語情報紙やSNSでの情報発信は定着していますが、認知の拡大が課題となっています。	回数	70	94	AA	114	78	62	75	-	[48]	[48]	

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

	基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
					事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
15			55	③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	障がい福祉課	心のユニバーサルデザインに繋がるよう、職員を対象にした障がい特性について理解を深める研修会を開催します。	延参加者数	115	障がい福祉課	心のユニバーサルデザインに繋がるよう、職員を対象にした障がい特性について理解を深める研修会を開催します。	職員等の障がいへの知識・理解を深めることを目的にした障がい福祉研修を2回開催しました。 ・第1回 12/5阿山地域障がい福祉研修「知ろう・つながろう」18人 ・第2回 3/6「聞こえの体験教室～聞こえない・聞こえにくい人への案内、対応について」20人	第1回障がい福祉研修は地域の施設を会場として実施しましたが、庁内にサテライト会場を設置することにより、職員が参加しやすい環境を整えました。第2回は職員向け研修として実施予定です。	延参加者数	115	38	D	104	78	49	85	231	330	750	
16			55	③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	障がい福祉課	市などが主催する講演会や研修会に手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行います。	回数	30	障がい福祉課	市などが主催する講演会や研修会に手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行います。	講演会や研修会等に対して、要約筆記奉仕員の派遣等を行いました。 要約筆記奉仕員派遣 10件 行政情報番組で手話通訳付番組の放送 1件 ヒアリンググループ貸出 5件 思いやり駐車場コーンカバー貸出 1件 移動式障がい者用トイレ貸出 0件	さまざまな方法で、障がいのある人が各種イベント等に気軽に参加できるような情報保障等の支援を行うことができました。また、行政情報番組での手話通訳を実施する体制を再び整えたため、今後も継続していけるよう取り組んでいきます。	回数	30	17	C	21	26	31	21	-	[50]	[55] [30]	R6から市からの派遣ではなく市の実績に入れないため、目標値を50から30へ修正。
17			55	③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	医療福祉政策課	各課の実務がユニバーサルデザインの理念に基づき実施されるよう、研修等により周知・啓発を行います。	開催状況	1	医療福祉政策課	各課の実務がユニバーサルデザインの理念に基づき実施されるよう、研修等により周知・啓発を行います。	新規採用職員研修において、ユニバーサルデザインの理念を周知し、理念に基づき業務が実施されるよう研修しました。	引き続き、研修等により、ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の実施につなげていきます。	開催状況	1	1	A	1	1	1	1	3	3	6	
18			55	③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	秘書広報課	わかりやすい広報紙や行政情報番組を作成します。	回数	広報紙12 行政情報番組 53	広聴広報課	わかりやすい広報紙や行政情報番組を作成します。	広報紙の記事を簡潔で分かりやすい文章にするよう努め、R7年5月から広報紙のリニューアルを行い、より見やすいレイアウトにしました。また、各記事に2次元コードを付記しホームページに誘導しています。行政情報番組もリニューアルし、各コーナーの尺を短く、テロップを多くするなど、わかりやすい番組作りに努めました。	今後もわかりやすい広報紙や行政情報番組を作成します。令和6年の広報アンケートでは、約8割の人が市の情報を広報紙が得ていると回答しており、広く読まれていることが分かりました。行政情報番組は、YouTubeにもアップロードすることで、字幕機能や再生速度を調整して視聴できるよう配慮しています。	回数	広報紙12 行政情報番組 53	広報紙12 行政情報番組 52	B	広報紙12 行政情報番組 53	広報紙12 行政情報番組 53	広報紙12 行政情報番組 53	広報紙12 行政情報番組 51	-	[広報紙12 行政情報番組 53]	[広報紙12 行政情報番組 53]	
19	(2)移動に関する支援		56	①安定的で持続可能な交通サービスの提供	公共交通課	・令和8年度中の本格運行に向け、引き続き島ヶ原地区でデマンドバス実証運行を行います。予約方法や運行ルートなど、地域と共に検証します。 ・伊賀神戸駅の視覚障がい者誘導用ブロックの一部を配置変更し、移動経路をよりバリアフリーなものにします。	各事業の進捗	100	公共交通課	・令和8年度中の本格運行に向け、引き続き島ヶ原地区でデマンドバス実証運行を行います。予約方法や運行ルートなど、地域と共に検証します。 ・老朽化した伊賀鉄道伊賀線茅町駅のトイレを解体し、バリアフリートイレを新築します。あわせて、駅前のアスファルト舗装などを実施することで、利便性の向上と安全・安心な歩行環境を創出します。	・引き続き島ヶ原地区でのデマンドバス実証運行を行うとともに、島ヶ原地域交通専門部会で毎月協議を重ね、まちづくり協議会が運行主体となり、ドアツードアの運行を令和8年4月1日から開始する方向で調整を進めました。 ・伊賀鉄道伊賀線茅町駅にバリアフリートイレを新築し、駅前のアスファルト舗装を実施しました。	・地域の意見で多かったドアツードアの移動手段を、地域が主体となって実施する体制を確立させることは、他地域でのモデルとなることが期待できます。ただ、地域によって、主体となる人員が確保できるかどうかが課題となります。 ・誰もが安心して利用できる環境を整えることで、利便性が向上しました。	各事業の進捗	100	100	A	100	100	100	100	-	[100]	[100]	
20			56	②福祉有償運送の充実	介護高齢福祉課	福祉有償運送の実施法人が運行を継続できるよう、引き続き運営に要した経費の一部を助成することで、移動に制約のある高齢者等を支援します。	回数	17,000	介護高齢福祉課	福祉有償運送の実施法人が運行を継続できるよう、引き続き運営に要した経費の一部を助成することで、移動に制約のある高齢者等を支援します。	福祉有償運送の実施法人が運行を継続できるよう、引き続き運営に要した経費の一部を助成し、移動に制約のある高齢者等を支援しました。	NPO法人の現在の担い手は、低運賃で輸送してくれますが、次の担い手がおらず事業が継承されていない懸念があります。またタクシー運賃並みの運賃を設定することは現行法上、原則認められていないことも福祉有償運送の充実の妨げとなっています。	回数	17,000	11,700	C	13,263	11,128	14,225	13,200	-	[16,000]	[17,000]	
21			56	③移動支援のためのサービスの充実	障がい福祉課	障がいのある人の社会参加のための移動支援を行います。	利用者数	169	障がい福祉課	障がいのある人の社会参加のための移動支援を行います。	障がいのある人の社会参加に必要な不可欠な移動を支援するため、移動支援（ガイドヘルプ）事業を実施しました。また、移動支援の人材確保に向けたガイドヘルパー養成研修を行う事業者を指定し、養成研修を実施しました。 登録事業者数 38か所 ガイドヘルパー養成研修修了者 10名	本年度から、ガイドヘルパーの養成研修を行う事業者を指定し養成研修を実施しました。人材を確保することで、移動支援サービスを充実させ、利用の促進につなげていきたいと考えています。	利用者数	169	117	C	135	130	134	128	-	[164]	[179]	
22	(3)地域共生社会の実現		57	①地域住民が主体的に取り組む地域づくり	障がい福祉課	障がいのあるなしにかかわらず、お互いに助け合いながら暮らすことができる地域づくりを目指し、地域住民や学校関係との交流など地域活動への関わりを促進します。	回数	100	障がい福祉課	障がいのあるなしにかかわらず、お互いに助け合いながら暮らすことができる地域づくりを目指し、地域住民や学校関係との交流など地域活動への関わりを促進します。	地域住民の障がいへの理解を深めるため、地域を対象とした障がい福祉研修を実施しました。さらに市内の5法人に対して、障がいのある人と地域住民等との交流を図るイベントや取り組み等についての実態調査を行いました。	引き続き、地域住民の障がいへの理解を深めるため、地域を対象とした障がい福祉研修に取り組みとともに、各法人に対して地域との積極的な関わりを促し、交流機会の拡大につなげていきます。	回数	90	176	AA	24	45	63	90	132	72	144	

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
	現	57	②地域での居場所づくり	障がい福祉課	誰もが気軽に集まり交流できる場ができるよう、事業所に対し、地域住民や学校関係との地元行事や地域活動への関わりを促進します。	回数	100	障がい福祉課	誰もが気軽に集まり交流できる場ができるよう、事業所に対し、地域住民や学校関係との地元行事や地域活動への関わりを促進します。	地域住民の障がいへの理解を深めるため、地域を対象とした障がい福祉研修を実施しました。さらに市内の5法人に対して、障がいのある人と地域住民等との交流を図るイベントや取り組み等についての実態調査を行いました。	引き続き、地域住民の障がいへの理解を深めるため、地域を対象とした障がい福祉研修に取り組むとともに、各法人に対して地域との積極的な関わりを促し、交流機会の拡大につなげていきます。	回数	90	176	AA	24	45	63	90	132	72	144	
		57	②地域での居場所づくり	生活支援課	伊賀市社会福祉協議会に委託しているひきこもりサポート事業（nest）において、週5日でフリースペースを開設します。また、家族会の開催により当事者家族間での相談や、共感できる場を設け、本人だけでなく当事者家族の居場所づくりを実施します。	回数	238	生活支援課	伊賀市社会福祉協議会に委託して実施しているひきこもりサポート事業（nest）にて週2回のフリースペースを開設します。また、家族会の支援を継続し、本人だけでなく当事者家族の居場所づくりを進めます。	伊賀市社会福祉協議会に委託して実施しているひきこもりサポート事業（nest）にて週2回のフリースペースを開設しました。また、ひきこもりの当事者家族を支えるため、家族会を開催しました。（奇数月第3土曜日、計6回）	フリースペース1回あたり平均3.0人の参加があり、貴重な外出機会を提供しました。また、出てこられない時は、電話やメールで支援をしました。家族会を開催することにより、当事者家族間で相談し、共感できる場として機能しました。また、新規の当事者家族の参加を促進し、家族会の開催を継続していくための運営が必要です。	回数	93	94	AA	33	46	83	93	162	150	345	
		58	①防災に関する意識づくりの推進	防災危機対策局	住民自治協議会や自主防災組織への出前講座を行い、市民の防災意識の向上に努めます。	回数	80	防災危機対策局	住民自治協議会や自主防災組織への出前講座を行い、市民の防災意識の向上に努めます。	住民自治協議会や自主防災組織への出前講座を行い、市民の防災意識の向上に努めました。	精力的に出前講座を行い、市民の防災意識の向上をめざしました。出前講座の開催希望日が重なることがあるため、事前調整が必要です。	回数	78	87	AA	34	99	104	78	-	[67]	[70]	
		58	②災害時の支援体制づくりの推進	防災危機対策局	災害時に高齢者や障がいのある人などが、近隣住民とともに安心して避難できるような地域支援体制をめざし、出前講座を通して地域への防災啓発に取り組みます。	回数	80	防災危機対策局	災害時に高齢者や障がいのある人などが、近隣住民とともに安心して避難できるような地域支援体制をめざし、出前講座を通して地域への防災啓発に取り組みます。	災害時に高齢者や障がいのある人などが、近隣住民とともに安心して避難できるような地域支援体制をめざし、出前講座を通して地域への防災啓発に取り組みました。	災害時の助け合い、支え合いの必要性や支援体制づくりへの意識啓発に取り組みましたが、障がいの違いによって対応も違うため、要支援者が安心して避難できるように対応事例を紹介するなどの工夫が必要です。	回数	78	87	AA	34	99	104	78	-	[67]	[70]	
3安全・安心なまちづくりの推進	(1)防災、緊急時の支援の充実	58	③障がい配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進	障がい福祉課	災害時に避難所へ配置された職員が、障がい特性に応じた支援ができるよう、職員を対象にした障がいに関する研修会を開催します。	延参加者数	115	障がい福祉課	災害時に避難所へ配置された職員が、障がい特性に応じた支援ができるよう、職員を対象にした障がいに関する研修会を開催します。	職員等の障がいへの知識・理解を深めることを目的にした障がい福祉研修を2回開催しました。 ・第1回 12/5阿山地域障がい福祉研修「知ろう・つながろう」18人 ・第2回 3/6「聞こえの体験教室～聞こえない・聞こえにくい人への案内、対応について」20人	障がい特性についての職員の理解を深めることができ、災害時だけでなく、あらゆる場面における障がいのある人への関わり方の理解や支援スキルのアップにつなげることができました。より多くの職員に参加していただけるよう、研修内容や周知方法の工夫が必要です。	延参加者数	115	38	D	104	78	49	85	231	330	750	
		58	③障がい配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進	防災危機対策局	障がいのある人などが安心して避難できる避難所づくりをめざし、防災訓練を通して市民が協力して自主運営できるように取り組みます。	地域数	1	防災危機対策局	障がいのある人などが安心して避難できる避難所づくりをめざし、防災訓練を通して市民が協力して自主運営できるように取り組みます。	障がいのある人などが安心して避難できる避難所づくりをめざし、防災訓練を通して市民が協力して自主運営できるように取り組みました。	地域住民が協力して自主運営できるように防災訓練を行いました。今後は当事者も参画した防災訓練に取り組む必要があります。	地域数	1	1	A	1	5	1	1	-	[1]	[1]	
		61	①防犯に関する意識づくりの推進	障がい福祉課	ケース会議等において、関係機関と連携し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。	回数	5	障がい福祉課	ケース会議等において、関係機関と連携し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。	事案が発生した際は、保健所や警察、病院など関係機関と連携し、解決が困難な地域性の高い課題についてはケース会議等を実施し、情報共有を行いました。	会議内において提起された問題の共有、参加者に対する注意喚起・啓発や周知により、犯罪防止・早期発見につなげることができるため、今後も継続して取り組みます。	回数	5	5	AA	5	5	4	8	-	[5]	[5]	
		61	①防犯に関する意識づくりの推進	くらし安全課	警察や地域、庁内各課との連携を強化し、特殊詐欺や悪質商法等に関する防犯知識を普及します。特に、出前講座の周知を積極的に行い、地域からの積極的な活用を促すとともに、要望に応じた講座を実施することで、障がいのある方やその家族の防犯意識の向上と被害防止に努めます。	回数	10	市民生活課	警察と連携し地域での出前講座で、特殊詐欺や悪質商法等をはじめとした防犯意識の向上に努めます。	地域へ出向き出前講座を実施しました。特に特殊詐欺被害が県内で多発し、市内でも発生していることから、特殊詐欺及び消費者詐欺被害防止の向上に、パワーポイントでの説明やDVD視聴及び資料を使った講和等で理解しやすく実施しました。	被害発生件数や被害状況の内容及び被害に遭わないために気を付けること等を伝えることによって、住民の防犯意識を高めることができました。詐欺被害件数が増加傾向にあることから、さらに防犯意識を高める啓発や対策等が必要です。	回数	8	9	AA	「あんしん防災ネット」の加入者数：4850 R4から現指標に変更							

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

6段階評価（達成率）
AA 計画の内容を100%を超えて実施
A 計画の内容を100%実施
B 計画の内容を70%以上100%未満実施
C 計画の内容を50%以上70%未満実施
D 計画の内容を50%未満実施
E 計画の内容を未実施

【資料4-②】

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	R 8年度事業予定				実施事業の進捗状況（R 7年度）実績								累積目標及び実績値 ※[]は単年度目標値							備考
				事業実施課	事業予定	指標	目標値	事業実施課	事業予定	事業の実施内容	事業の効果・課題	指標	目標値	R7実績	R7達成率	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	上半期実績計	上半期（R3～R5）目標	全期（R3～R8）目標	
31		61	② 防犯に関する支援	障がい福祉課	警察が実施するウェブ110番、ファックス110番等の周知を図るとともに、聴覚や発話の障がいにより音声での通報が困難な人が、スマートフォン等を使って音声によらず通報できるNET119緊急通報システムを周知します。	回数	1	障がい福祉課	警察が実施するウェブ110番、ファックス110番等の周知を図るとともに、聴覚や発話の障がいにより音声での通報が困難な人が、スマートフォン等を使って音声によらず通報できるNET119緊急通報システムを周知します。	ウェブ110番、ファックス110番、NET119緊急通報システムの情報をホームページ、障がい者福祉ガイドブックへ掲載し、周知を行いました。	障がいのある人が緊急時における防犯、防災の情報発信ができるよう、周知を行うことができました。今後も、より多くの人が利用できるよう情報発信・共有に努めます。	回数	1	1	A	1	1	1	1	3	3	6	
32		61	② 防犯に関する支援	障がい福祉課	福祉施設等において、防犯体制の整備に向けた周知及び啓発を行います。	回数	1	障がい福祉課	福祉施設等において、防犯体制の整備に向けた周知及び啓発を行います。	令和4年度に策定した「障害福祉サービス事業所等における防犯マニュアル作成ガイドライン」について、市内の事業所へ周知しました。	ガイドラインを活用した策定をあらためて促すとともに、現状に沿った見直し、改善を求めています。	回数	1	1	A	1	1	1	1	3	3	6	

第4次伊賀市障がい者福祉計画 令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画 所属別取組等状況報告

障がい福祉課

目標Ⅰに19事業、目標Ⅱに16事業、目標Ⅲに16事業

- ・設置手話通訳者が、数年前から不在の状態が続いていましたが、7年度より週2日手話通訳者を設置しました。
- ・障がいのある児童が放課後や長期休業中に活動する場である放課後等デイサービスについては、利用需要に対し、供給が不足している現状が継続しています。更なる利用数の確保に努めます。
- ・障害福祉サービスの提供を確保するため、移動支援従事者を養成するための「移動支援従事者養成研修事業者指定要綱」を定め、人材確保に向け事業者募集を始めました。
- ・8年4月1日より障がい福祉人材確保のため、障害福祉サービス事業所等就労された職員を対象とした就労支援金交付事業を開始しました。詳細は後程説明いたします。

秘書広報課（8年度組織改革により「広聴広報課」から変更）

目標Ⅰに1事業、目標Ⅲに1事業

- ・ホームページへのアクセス数は、コロナ禍以降年々減少していますが、FacebookやLINEを活用し積極的な情報発信を行っていきます。
- ・よりわかりやすいデザインのホームページを目指し、4月よりトップページ等改修を行いました。

地域包括支援センター

目標Ⅰに8事業、目標Ⅱに2事業

- ・支援プラン作成件数やフリースペースの開催回数だけでなく、自立に至るまでしっかり支援を継続することや、フリースペースへの参加者が増えることが重要である。
- ・相談者の問題は、単に経済的困窮だけではなく多岐にわたることが多く、単に収入が増えれば解決するというだけではないことからケースに合わせた支援を行います。
- ・虐待等に関する相談件数が年々増加しており、相談時には迅速に対応し必要に応じて適切な措置等を行います。日常生活自立支援事業や成年後見制度への支援を継続します。
- ・近年問題となっている住宅確保について、R7年度は居住支援協議会を設立され、課題解決に向け専門部会等を実施し、支援体制をしっかりと構築できるよう取り組みます。

生活支援課

目標Ⅰに2事業、目標Ⅲに1事業

- ・支援プラン作成件数やフリースペースの開催回数だけでなく、自立に至るまでしっかり支援を継続することや、フリースペースへの参加者が増えることが重要と考えています。
- ・物価上昇による経済的困窮が課題となっています。また経済的困窮の有無にかかわらず、孤独・孤立から中長期的に包括的・継続的な支援が必要なケースの割合が増加していることから丁寧な対応が必要です。
- ・ひきこもり支援については、様々な要因があって、現在関わっているよりも潜在件数はもっと多いと感じています。また、家族会を開催することにより、当事者家族間で相談し、共感できる場として機能することができました。
- ・住宅確保について、R7年度は居住支援協議会を設立しました。居住支援連絡協議会において、住宅確保要配慮者を支援する側と賃貸業者等の事業者側双方の課題を洗い出し、共有することで、課題解決に向けて連携していきます。

介護高齢福祉課

目標Ⅰに3事業、目標Ⅱに1事業、目標Ⅲに1事業

- ・9年度から開始する、第8次高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に向け、7年度はニーズや実態を把握するため各種調査等を実施しました。調査結果は、今後の事業等にも反映されます。
- ・8年4月より、介護保険人材確保・定着に係る支援金事業を開始しました。介護支援専門員実務研修試験の受験に要する費用やその後の研修受講料などを支援します。
- ・日常生活自立支援事業の充実について、権利擁護に対する支援に不可欠な事業であるため、関係各課と連携を深めて支援に努めます。

住宅政策課(8年度組織改革により「住宅課」から変更)

目標Ⅰに1事業

- ・住宅確保要配慮者への支援や低所得者向け住宅の確保に取り組みます。
- ・伊賀市居住支援協議会を通して大家と住宅確保要配慮者の双方にとって安心できる住まいの構築を目指し、福祉部局と連携した住宅相談の実施に取り組みます。

保険年金課

目標Ⅰに2事業

- ・経済的自立支援にむけて、年金機構と協力し、障害年金についての周知を行います。7年度は48件の請求がありました。
- ・医療費助成については、障がい者の医療費助成拡大の要望を引き続き行います。

子育て支援室

目標Ⅰに2事業

- ・対象児の月齢や季節に合わせた講話や事前に質問を伺って実施するなどの工夫をし、子育ての不安の軽減に努めました。地域イベントでの実施はより気楽に相談でき子育て支援センターの周知につながりました。
- ・子育て教室や事業の情報提供についても、広報やホームページ、伊賀市公式LINEを効果的に使用し周知します。

こどもの育ち支援課

目標Ⅰに1事業、目標Ⅱに9事業

- ・こどもの発達特性を正しく理解し、適切な環境設定や就学につなげていくため5歳児発達相談を実施します。
- ・7年度より 子どもの「気になる行動」などを手がかりに育ち(発達)を見立て、適切な支援につなげるためのツール(アセスメントツール)として、三重県が取り組むCLM(Check List in Mie(チェック・リスト・イン三重))を取り入れ、7年度はCLMコーチとして保育士1名が受講しました。8年度は、保健師1名がアドバイザーを受講します。
- ・市民の「どこに聞いたらいいのかわからない」「こんなこと聞いてもいいのか」という声に答えるため、「こどもなんでも相談ダイヤル」を7年度8月に設置しました。

健康推進課

目標Ⅰに3事業

- ・伊賀市自殺対策行動計画に基づき、こころの健康づくりや、こころの病気についての理解や知識の普及に努めました。ゲートキーパー養成講座やこころの健康教室、街頭啓発等を継続して実施します。
- ・伊賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを行いました。8年度からは新計画をもとに感染症への対策等に取り組んでいきます。
- ・啓発については、それぞれに合った形、紙媒体、ホームページ、LINE等を活用していきます。

医療福祉政策課

目標Ⅰに1事業、目標Ⅱに1事業、目標Ⅲに3事業

- ・R8年3月に第5次伊賀市地域福祉計画が策定され、基本理念「ひとりひとりがつながり すべての人が輝く 共生のまちづくり」のもと伊賀市の福祉行政を進めていきます。また、地域福祉ネットワーク会議間の相互連携、情報交換に努めます。
- ・「保健・医療・福祉分野の連携検討会」において、従来からの取組みに加え災害医療救護体制の具体化について検討を行います。
- ・ユニバーサルデザインの理解促進についても研修会の開催に更に取り組みます。

こども政策課
目標Ⅱに1事業
・放課後児童クラブ加配職員の充足を指標としていますが、加配対象児童は平日利用は78人、登録児童は112人と年々増えています。 - また、特別支援学級所属とならない、グレーゾーンの児童が増えています。 ・このような状況の中、障がい児に対応する資格やスキルを持っていない支援員が多く、受け入れ態勢が整備できていない状況大きな課題である。
学校教育課
目標Ⅱに8事業、目標Ⅲに1事業
・一人ひとりのニーズに応じた途切れのない支援を行うため、こどもの育ち支援課発達支援係等の関係機関と連携し、教育相談、発達検査等の巡回相談を実施します。 ・就学相談を通して、発達に課題のある子どもを早期に適切な支援につなげることができました。今後も引き続き就学相談を実施し、適切な教育支援につなげる必要があります。 ・学校での指導については、さぽーとファイルを活用し、切れ目ない指導に取り組んでいる。また、教職員だけでは対応できない部分について、看護師や教育支援員、教育活動サポーターの確保に力を入れています。 ・子どもたちの障がいへの理解促進の取組として、手話言語の学習や特別支援学校との交流会を行っています。
保育幼稚園課
目標Ⅱに2事業、目標Ⅲに1事業
・障がい児の発達支援について、関係各課と連携し早期発見、支援充実に努めています。 ・7年度から「チェック・リスト・イン三重(CLM)」研修へ保育士の派遣し、4園に対し園におけるそれぞれの役割や個別の指導計画などのCLMの考えを導入しました。導入園に対してのアンケートでは、メリットの方が大きいことも分かってきた。8年度は、別の4園を対象に導入を予定しています。 ・保育士の障がいに対する理解促進について、学校や関係機関とも連携して進めます。
産業政策課(8年度組織改革により「商工労働課」から変更)
目標Ⅱに4事業
・市内企業に対する啓発訪問について、7年度は配布資料を基にした人権啓発を行ったことにより、障がい者を雇用している企業だけでなく、雇用していない企業に対しても、障がい者雇用について、また障害者差別禁止法に関する説明をすることができた。 ・企業の障がい者雇用について、啓発していくにあたり単なる義務というのではなく、ビジネスと人権の視点で捉え、それを行うことがビジネスチャンスであるという経営施策という切り口で、自ら取り組んでいただけるような啓発の仕方にしていく必要があると考えます。
人事課
目標Ⅱに1事業
・障がい者雇用の法定雇用率について、基準である6月1日時点で達成しました。また、7年度においては、途中退職等もなく雇用することができました。 ・今後も途中退職をなくすためにも、雇用した職員の定着を考えて取り組みを考えます。
生涯学習課
目標Ⅱに1事業
・中央公民館講座で車いすの方の聴講対応、ヒアリンググループの設置しましたが、7年度は必要とされる方の参加はありませんでした。今年度も引き続き設置し、広く周知を図っていきます。 ・生涯学習課(ハイトピア伊賀内)では、常時ヒアリンググループを設置しており、団体等が必要な場合は対応しています。

文化振興課

目標Ⅱに2事業

- ・公益財団法人伊賀市文化都市協会を事業主体として、障がい者福祉施設へのアウトリーチ事業を展開しています。
- ・令和7年度は、それらの施設のほか、放課後等デイサービス事業者のヴェルデドゥや、伊賀つばさ学園等の児童生徒を対象としたアウトリーチ活動を実施しました。伊賀市文化振興ビジョンの基本方針に基づき、誰一人取り残さない文化の地域づくりと、異なる分野との連携・共同による社会的課題の解決に向け、事業を実施しています。

スポーツ振興課

目標Ⅱに1事業

- ・秋のスポーツフェスティバルで、レクリエーション協会と連携し、ボッチャ、カローリングを導入し、参加者数目標以上達成しました。課題は、施設のバリアフリー化であるため改修等についても検討していきます。
- ・障がい児を対象としてスポーツイベントを8年度検討しており開催に向け、庁内及び関係機関と連携を図ります。

人権政策課

目標Ⅲに2事業

- ・障がい者への理解、認識を深めるための取組を実施しました。また、人権問題の疑問を「ゆっくり動画」で解説した「スマホでも人権学習！」を作成しました。
- ・障がい者の人権に関わるイベント及び人権問題地区別懇談会を地域の実情に合わせ啓発を進めます。

くらし安全課(8年度の機構改革により、「市民生活課」から変更)

目標Ⅲに1事業

- ・防犯意識づくりについて、警察と連携して地域出前講座を行いました。今後も消費者トラブル等も含めた防犯意識向上に努めます。

公共交通課(8年度の機構改革により、「交通戦略課」から変更)

目標Ⅲに1事業

- ・島ヶ原地区でのデマンドバス実証運行を行うとともに、島ヶ原地域交通専門部会で毎月協議を重ね、まちづくり協議会が運行主体となり、ドアツードアの運行を令和8年4月1日から開始しました。
- ・伊賀鉄道伊賀線茅町駅にバリアフリースイレを新築し、駅前のアスファルト舗装を実施しました。
- ・今年度は、伊賀神戸駅の視覚障がい者誘導用ブロックの一部を配置変更し、移動経路をよりバリアフリー化します。

多文化共生課

目標Ⅲに1事業

- ・情報ユニバーサルデザインの取組について、多言語情報誌いがを毎月1日に発行しています。ホームページやフェイスブックでの情報発信についても更に充足させ、見やすくわかりやすい情報発信の工夫をしていきます。
- ・市職員に対してのやさしい日本語講座も引き続き取り組んでいきます。

防災危機対策局

目標Ⅲに3事業

- ・出前講座により防災意識向上の取組を行っています。
- ・避難所運営について、障がい者への配慮の視点で、防災訓練を実施しました。
- ・災害時の助け合い、支え合いの必要性や支援体制づくりへの意識啓発に取り組みましたが、障がいの違いによって対応も違うため、要支援者が安心して避難できるように対応事例を紹介するなどの工夫が必要です。